

全建統一様式

施工体制台帳・再下請負通知書・
労務安全に関する届出書

(記載例及び解説)

一般社団法人 全国建設業協会

建設現場において下請負業者が元請負業者に提出する再下請負通知書及び労務・安全届出様式の改訂について

本会では、平成7年に元請負業者のニーズ並びに下請負業者の要請に応えると同時に、下請負業者の事務の軽減と労務安全管理の一層の充実のため全建統一様式を策定いたしました。

おかげをもちまして、これまで多くの建設業者及び建設業以外の業種の方にもご利用いただくなど、各方面で広くご活用いただき厚く御礼申し上げます。

様式を定めてからその後、建設技術や労務安全管理手法は大きく変わり、平成16年には、個人情報保護に関する法律が施行され、また、平成17年には全建統一様式とも関係の深い労働安全衛生法、建設労働者の雇用の改善等に関する法律の改正等が行われました。また、この間、建設現場における施工技術の進歩、労務・安全管理手法は大きく変化しており、特に現場での一層の災害減少のためのリスクアセスメントへの対応が重要となってまいりました。

さらに今回は、昨年6月に国土交通省の「建設産業戦略会議」において建設産業が直面する課題の整理と、関係者が取り組むべき具体策の議論がされ、「建設産業の再生と発展のための方策2011」が取りまとめられました。

この中で建設産業の持続的発展に必要な人材の確保と企業間の健全な競争環境を構築するため、行政、元請負業者及び下請負業者が一体となって保険未加入企業の排除に向けて取り組んでいくことなどが示されました。

そこで、本会では「全建統一様式改訂ワーキング」を設置し、様式に、社会保険等の加入状況記載欄を設けるとともに、各様式の見直しを行い、さらに、記載例及び解説を、作成者の視点に立った記載項目の関連付けや解説をさらに分かり易いものに改訂いたしました。本書は、各届出様式の目的、記載上の留意点、作成根拠等を関係法令、条文に照らして説明しており、職員の研修、能力向上用のテキストとしても利用できる内容となっています。

本届出様式が元請負業者並びに下請負業者の皆様の災害防止活動や現場運営管理の充実・向上にご活用いただきますようよろしくお願い申し上げます。

平成24年 8 月

一般社団法人 全国建設業協会

目 次

届出様式の利用にあたって	4
届出様式の実費頒布について	4

【施工体制台帳関係】

本書で想定している施工体制	6
施工体制台帳作成フロー図	7

【記載例】

様式第2号	施工体制台帳作成建設工事の通知	8
様式第3号	施工体制台帳	9
様式第1号-乙	下請負業者編成表	15
様式第1号-甲	再下請負通知書（変更届）	17
様式第4号	工事作業所災害防止協議会兼施工体系図	23
参考様式第1号	施工体制台帳（工事担当技術者）	25
参考様式第2号	施工体制台帳（監理（主任）技術者用名札）	25

【解説】

施工体制台帳の整備など （施工体制台帳、再下請負通知、施工体系図）	27
下請業者の指導、違反是正	28
主任技術者、監理技術者の現場専任制度 （主任技術者、監理技術者）	28
技術者と雇用関係	30
専門技術者の配置	30
監理技術者資格者証	31
現場代理人	32
技術検定	32
登録基幹技能者	33
標識の設置	34
見積条件と現地の条件が違う場合の対応	35

【参考資料】

建設業法・抜粋	36
施工体制台帳に係る書類の提出について（平成13年3月30日）	40

【労務安全関係】

【記載例及び解説】

様式第5号	作業員名簿	45
様式第5号一別紙	社会保険加入状況	47
参考様式第3号	安全衛生計画書	49
様式第6号	工事安全衛生計画書	51
様式第7号	新規入場時等教育実施報告書	54
参考様式第4号	新規入場者調査票	55
参考様式第5号	作業間連絡調整書	57
様式第8号	安全ミーティング報告書	60
様式第9号	〔移動式クレーン 車両系建設機械 等〕使用届	61
参考様式第6号	持込機械等〔電動工具 電気溶接機 等〕使用届	69
様式第10号	持込機械届済証	74
参考様式第7号	持込機械届済証	75
参考様式第8号	工事 通勤用車両届	77
様式第11号	有機溶剤・特定化学物質等持込使用届	80
参考様式第9号	火気使用願	84

【様式の改訂について】

本様式は、平成7年7月に刊行され、数次の改訂を経て直近では平成18年4月1日に改訂を行い6年が経過しております。今般、元請負企業において下請負企業の保険加入を指導する役割を担うことが求められており、下請負企業の保険加入状況を把握することを通じて適正な施工体制の確保に資するため、施工体制台帳の記載事項及び再下請負通知書の記載事項に健康保険等の加入状況を追加すること等を内容とする建設業法施行規則が改正されたことを受けて様式の変更及び追加を行いました。

さらに、様式名の変更やその他項目の追加等の見直しを行いました。

- ・ 様式第1号一甲 再下請負通知書
- ・ 様式第1号一乙 下請負業者編成表
- ・ 様式第3号 施工体制台帳
- ・ 様式第5号一別紙 社会保険加入状況
- ・ 様式第6号 工事安全衛生計画書
- ・ 参考様式第3号 安全衛生計画書
- ・ 参考様式第5号 作業間連絡調整書
- ・ 様式第8号 安全ミーティング報告書

○届出様式の利用にあたって

1. 全建統一様式

全建統一様式とは、建設現場における災害の未然防止等の観点から、関係法令の遵守上最低限必要と思われる様式。

2. 参考様式

参考様式とは、上記全建統一様式の補助的様式で、利用者の判断により必要な場合に使用する様式。

なお、全建統一様式、参考様式の内容は、各様式ともできる限りどの現場にも共通して使用できる事項を選んで作成しております。従って、企業によっては、必要としない項目あるいは追加を必要とする項目がある場合には、適宜記入を省略、又は追加して使用してください。

3. 作成者

この届出様式は、下請負業者がそれぞれ上位の業者に届け出る場合にも使用することができます。

記載例及び解説は、記載例に加え、作成根拠となる準拠条文や記入上の留意点等を詳しく説明した解説を加えており、現場担当者の研修、能力向上に活用できる内容となっております。

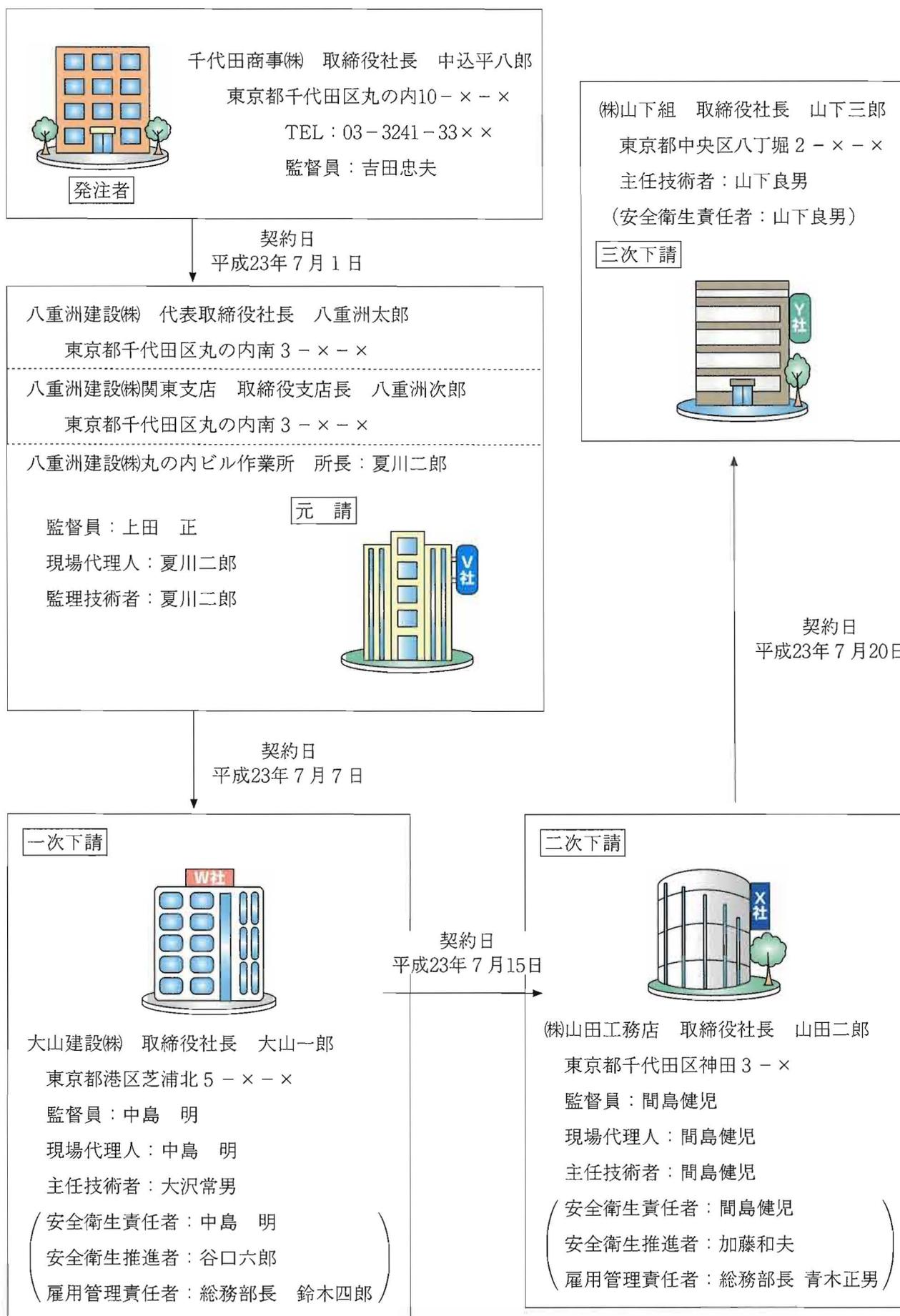
○届出様式の実費頒布について

下記の届出用紙等を都道府県建設業協会（又は協同組合）で実費頒布しておりますので、ご利用ください。

種 別	仕 様
届出書	全様式を1冊にのりとじ
様式第10号 持込機械届済証	B6判ビニール製10枚包み
参考様式第7号 持込機械届済証	ラベルタイプ（裏のり付）50枚包み

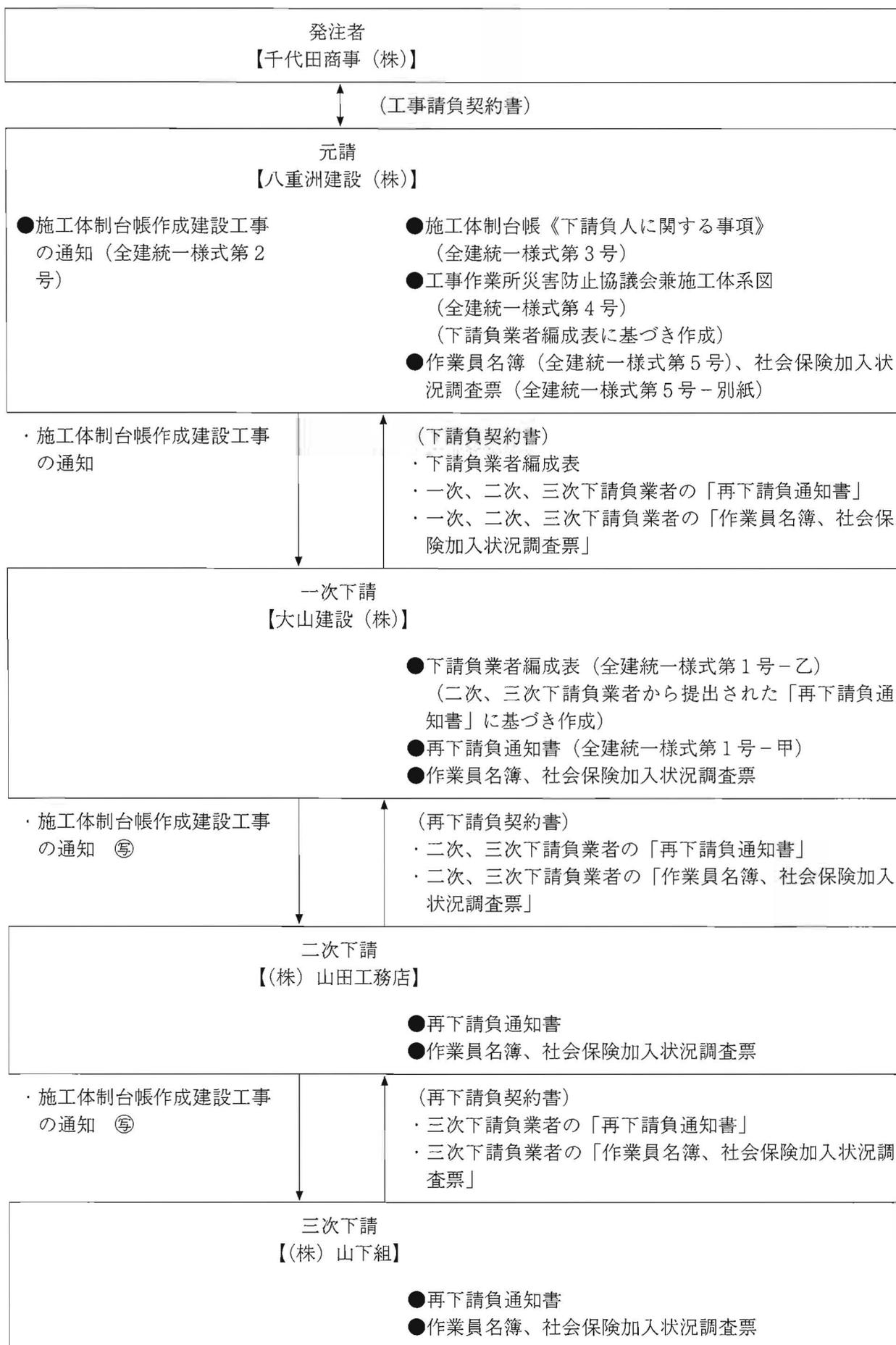
施 工 体 制 台 帳 関 係

本書で想定している施工体制



注:()は、労働安全衛生法、建設雇用改善法関係

施工体制台帳作成フロー図



平成 23 年 7 月 3 日

下請負業者の皆さんへ

【元請負業者】

会 社 名 八重洲建設株事業所の名称 丸の内ビル作業所

施工体制台帳作成建設工事の通知

当工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）第24条の7に基づく施工体制台帳の作成を要する建設工事です。

この建設工事に従事する下請負業者の方は、一次、二次等の層次を問わず、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者（建設業の許可を受けていない者を含みます。）に請け負わせたときは、速やかに次の手続きを実施してください。

なお、一度提出いただいた事項や書類に変更が生じたときも、遅滞なく、変更の年月日を付記して再提出しなければなりません。

①再下請負通知書の提出

建設業法第24条の7第2項の規定により、遅滞なく、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の4に規定する再下請負通知書により、自社の建設業登録や主任技術者等の選任状況及び再下請負契約がある場合はその状況を、直近上位の注文者を通じて元請負業者に報告されるようお願いいたします。

一次下請負業者の方は、後次の下請負業者から提出される再下請負通知書を取りまとめ、下請負業者編成表とともに提出してください。

②再下請負業者に対する通知

他に下請負を行わせる場合は、この書面を複写し交付して、「もし更に他の者に工事を請け負わせたときは、『再下請負通知書』を提出するとともに、関係する後次の下請負業者に対してこの書面の写しの交付が必要である」旨を伝えなければなりません。

なお、当工事の概要は次のとおりですが、不明の点は下記の担当者に照会ください。

元 請 名	八重洲建設株式会社		
発 注 者 名	千代田商事株式会社		
工 事 名	千代田商事丸の内ビル新築工事		
監 督 員 名	上田 正	権限及び意見 申出方法	・下請負契約第〇〇条記載のとおり。 ・文章による（下請負契約△△のとおり）
提出先及び 担 当 者	作業所 事務課 佐藤 実		作業所長若しくは工事部長等

（注）下請負契約の総額が3,000万円（建築一式工事の場合は、4,500万円）以上となり、施工体制台帳の作成を要する工事は、全ての一次下請負人に対して書面により通知するとともに、この書面を作業所の見やすい場所に掲示する（第24条の7）。

現場事務所内の打合せ室など工事関係者の目に付きやすい場所に掲示。

施工体制台帳

【会社名】 八重洲建設株式会社 ①

【事業所名】 丸の内ビル作業所 ②

建設業の許可	許可業種	許可番号		許可(更新)年月日
	建築 工事業	大臣 知事	特定 一般	16第 2000 号 平成 21 年 5 月 10 日
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号 年 月 日

工事名称及び工事内容 千代田商事丸の内ビル新築工事 地上6階、地下1階、塔屋1階 延べ床面積9,600㎡ ④

発注者名及び住所 千代田商事株式会社 〒101-×××× 東京都千代田区丸の内10-×-× ⑤

工期 ⑥ 自 平成 23 年 7 月 3 日 至 平成 25 年 3 月 31 日 契約日 平成 23 年 7 月 1 日

契約営業所	区分	名称	住所
	元請契約	八重洲建設株	千代田区丸の内南3-×-×
	下請契約	八重洲建設株関東支店	千代田区丸の内南3-×-×

発注者の監督員名 吉田設計事務所 吉田 忠夫 ⑧ 権限及び意見申出方法 ・請負契約書第〇〇条記載のとおり ⑨
・文書による(契約書第△△条のとおり)

監督員名 上田 正 ⑩ 権限及び意見申出方法 ・下請負契約第〇条記載のとおり ⑪
・文書による(契約書第△△条のとおり)

現場代理人名 夏川 二郎 ⑫ 権限及び意見申出方法 ・請負契約書第〇条記載のとおり ⑬
・文書による

監理技術者名 専任 夏川 二郎 ⑭ 資格内容 建築士法「建築士試験」(一級建築士) ⑮

専門技術者名 ⑯ 専門技術者名 ⑯

資格内容 ⑰ 資格内容 ⑰

担当工事内容 ⑱ 担当工事内容 ⑱

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
	事業所整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
元請契約		八重洲建設株	〇△健康保険組合 ××-××××	××-×××× -×××××	×××××-×××××-×××		
	下請契約	八重洲建設株関東支店	同上	同上	同上		

- (記入要領) 1 この様式は元請が作成し、一次下請負業者を通じて報告される再下請負通知書(様式第1号-甲)を添付することにより、一次下請負業者別の施工体制台帳として利用する。
2 上記の記載事項が発注者との請負契約書や下請負契約書に記載がある場合は、その写しを添付することにより記載を省略することができる。
3 監理技術者の配置状況について「専任・非専任」のいずれかに〇印を付けること。
4 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。
(監理技術者が専門技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。)
5 監理技術者及び専門技術者について次のものを添付すること。
①資格を証するものの写し ②自社従業員である証明書類の写し(従業員証、健康保険証など)

《下請負人に関する事項》

会社名	① 大山建設株	代表者名	② 大山 一郎
住所	〒101-×××× ③ 東京都港区芝浦北5-×-× (TEL 03-5555-××××)		
工事名称及び工事内容	千代田商事丸の内ビル新築工事に係る型枠工事 ④		
工期	⑤ 自 平成 23 年 7 月 10 日 至 平成 25 年 1 月 20 日	契約日	平成 23 年 7 月 7 日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号		許可(更新)年月日
	大工 工事業	大臣 知事	特定 一般	15第 5000 号 平成 20 年 5 月 6 日
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号 年 月 日

現場代理人名	<u>中島 明</u> ⑦	安全衛生責任者名	<u>中島 明</u> ⑩
権限及び意見申出方法	<u>・下請負契約書第〇条記載のとおり ⑧</u> <u>・文書による</u>	安全衛生推進者名	<u>谷口 六郎</u> ⑪
※主任技術者名	<u>専任 大沢 常男</u> ⑨	雇用管理責任者名	<u>総務部長 鈴木 四郎</u> ⑫
資格内容	<u>建設業法「技術検定」1級建築施工管理技士</u> ⑨	※専門技術者名	⑬

※登録基幹技能者名・種類	⑯	資格内容	⑭
		担当工事内容	⑮

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
		大山建設株	〇△健康保険組合 ××-××××	××-×××× -×××××	×××××-×××××-×××		

6 健康保険等の加入状況の保険加入の有無欄には、各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合は「加入」を、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」を、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を〇で囲む。事業所整理記号等の営業所の名称欄には、この様式左側の営業所の名称欄には元請契約に係る営業所の名称及び下請契約に係る営業所の名称を、右側の一次下請負人に関する事項は請負契約に係る営業所の名称を、健康保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を、一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を、厚生年金保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号を、一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を、雇用保険欄には、労働保険番号を、継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号をそれぞれ記載する。
なお、この様式左側について、元請契約に係る営業所で下請契約を行う場合は、下請契約欄に「同上」と記載する。右側の一次下請負人に関する事項については、請負契約に係る営業所以外の営業所で再下請負契約を行う場合には欄を追加して記載する。

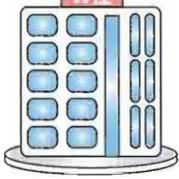
※[主任技術者、専門技術者、登録基幹技能者の記入要領]

- 主任技術者の配属状況について【専任・非専任】のいずれかに〇印を付すこと。
- 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。(一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。)
複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。
- 登録基幹技能者が複数いる場合は、適宜欄を設けて全員を記載する。
- 主任技術者の資格内容(該当するものを選んで記載する。)
①経験年数による場合
1) 大学卒【指定学科】 3年以上の実務経験
(短大・高専卒業者を含む。)
2) 高校卒【指定学科】 5年以上の実務経験
3) その他 10年以上の実務経験
②資格等による場合
1) 建設業法「技術検定」
2) 建築士法「建築士試験」
3) 技術士法「技術士試験」
4) 電気工事士法「電気工事士試験」
5) 電気事業法「電気主任技術者国家試験等」
6) 消防法「消防設備士試験」
7) 職業能力開発促進法「技能検定」

施工体制台帳（全建統一様式第3号）

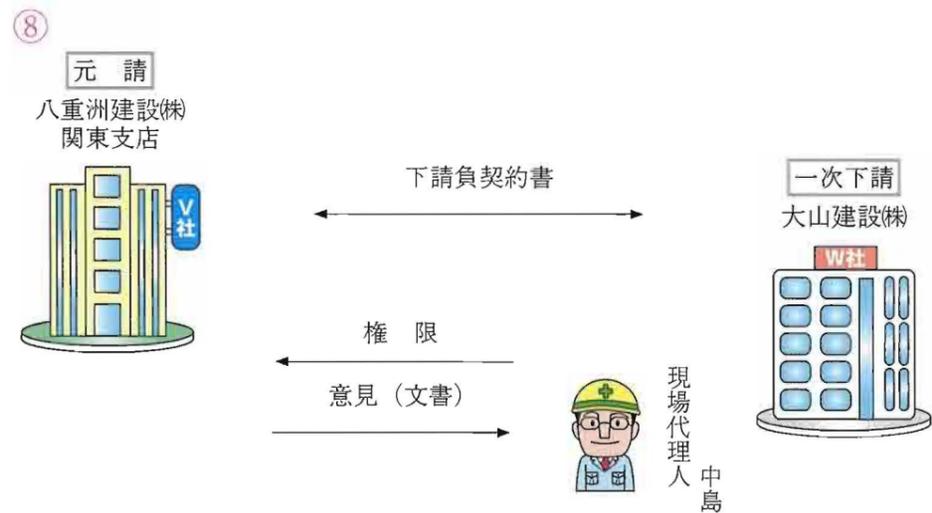
【施工体制台帳全建統一様式第3号（左）】

※発注者と工事請負契約を締結した会社が自らの会社に対して必要事項を記載する。

<p>元請会社名・建設業許可</p>	<p>① 工事請負契約を締結した会社名を記載する。 ② 請負契約（工事）を担当する作業所名を記載する。 ③ 請負会社が取得している建設業法第3条に定める許可業種及び許可番号並びに許可年月日を記載する。 （許可期間5年） 許可業種は、請け負った建設工事にかかる建設業の種類に関わることなく、特定建設業の許可か一般建設業の許可かの別を明示して記載する。 この際、規則別記様式第1号記載要領6の表の（ ）内に示された略号を用いて記載して差し支えない。</p>
<p>工事名称・発注者・工期</p>	<p>④ 工事請負契約を締結した工事名称と工事内容を記載する。 工事内容は工種、数量等を記載する。 ⑤ 工事請負契約書に記載されている発注者の名称並びに住所を記載する。 ⑥ 工事請負契約書に記載されている工期並びに契約日を記載する。</p>
<p>元請契約・下請契約</p>	<p>⑦ 元請契約については工事請負契約書に記載されている会社名及び住所を転記し下請契約については下請負契約を締結した支店又は営業所の名称及び住所を記載する。なお、下請負契約が元請契約と同じ場所の場合は「同上」と記載してもよい。</p>
<div style="display: flex; flex-direction: column;"> <div style="margin-bottom: 20px;"> <p>⑨</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>発注者 千代田商事(株)</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>元請 八重洲建設(株)</p>  </div> </div> <p style="text-align: center;">工事請負契約書</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>監督員 吉田</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>権限 意見（文書）</p> </div> </div> </div> <div style="margin-bottom: 20px;"> <p>⑪</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>元請 八重洲建設(株)関東支店</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>一次下請 大山建設(株)</p>  </div> </div> <p style="text-align: center;">下請負契約書</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>監督員 上田</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>権限 意見（文書）</p> </div> </div> </div> <div> <p>⑬</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>発注者 千代田商事(株)</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>元請 八重洲建設(株)</p>  </div> </div> <p style="text-align: center;">工事請負契約書</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>権限</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>意見（文書）</p>  <p>現場代理人 夏川</p> </div> </div> </div> </div>	<p>⑧ 発注者より通知された監督員名を記載する。（建設業法第19条の2第2項） ⑨ 発注者の監督員の権限は、工事請負契約書の記載条番号を、意見申出方法については、工事請負契約書に記載されている方法を記載する。 例）発注者の監督員（吉田）の行為について、請負人（八重洲建設）が発注者（千代田商事）に対する意見 ⑩ 監督員とは、請負契約の的確な履行を担保するため、注文者の代理人として、設計図書に従って工事が施工されているか否かを監督するもので、材料調合、見本検査等にも立ち会うのが例とされる。 これは建設工事は、性質上工事完成後に施工上の瑕疵を発見することは困難であり、また仮に瑕疵を発見することができても、それを修復するには相当の費用を要する場合が多く、施工の段階で逐次監督することが合理的であることによる。 その権限が現場代理人に委任されている場合は、「現場代理人名」を記載する。 下請負契約書に記述がない場合は、一般的に下請負契約を締結した元請の工事部長名等を記載する。 建設業法第19条の2第2項 ⑪ 元請負業者が下請負業者と締結した下請負契約書における監督員の権限と意見の申出の方法を記載する。 一般的には発注者の監督員と同様であるが、契約条項については異なるので注意すること。 例）元請（八重洲建設）の監督員（上田）の行為について、下請負人（一次大山建設）が発注者（八重洲建設）に対する意見 ⑫ 工事請負契約書に規定する現場代理人名を転記する。建設業法第19条の2第1項 ⑬ 現場代理人の権限については、工事請負契約書に規定される権限であり、発注者の意見の申出の方法については、工事請負契約書に規定されている「文書」と記載する。 例）請負人（八重洲建設）の現場代理人（夏川）の行為について、発注者（千代田商事）が請負人（八重洲建設）に対する意見 ⑭ 建設業法第26条に規定する監理技術者名を記載し、第26条第3項により「公共性のある工作物に関する重要な工事で政令で定めるものについては「専任」の者でなければならない。 ⑮ 監理技術者に必要とされる資格（建設業法第27条に定める技術検定等）を記載する。 ⑯ 請け負った工事に付帯する別の専門分野の工事を直接施工する場合に主任技術者の資格要件を満たす者を専門技術者として選任し、その者の氏名を記載する。建設業法第26条の2 ⑰ 専門分野における専門技術者が必要な資格を記載する。 ⑱ 専門技術者が担当する工事内容を記載する。 ⑲ 健康保険等の加入状況の保険加入の有無欄には、各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合は「加入」を、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」を、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。事業所整理記号等の営業所の名称欄には、元請契約に係る営業所の名称及び下請契約に係る営業所の名称を、健康保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあっては組合名）、一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を、厚生年金保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号を、一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を、雇用保険欄には、労働保険番号を、継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号をそれぞれ記載する。 なお、元請契約に係る営業所で下請契約を行う場合は、下請契約欄に「同上」と記載する。</p>

※（元請会社が下請契約を締結した一次下請会社に関して必要事項を記載する。）

《下請負人に関する事項》



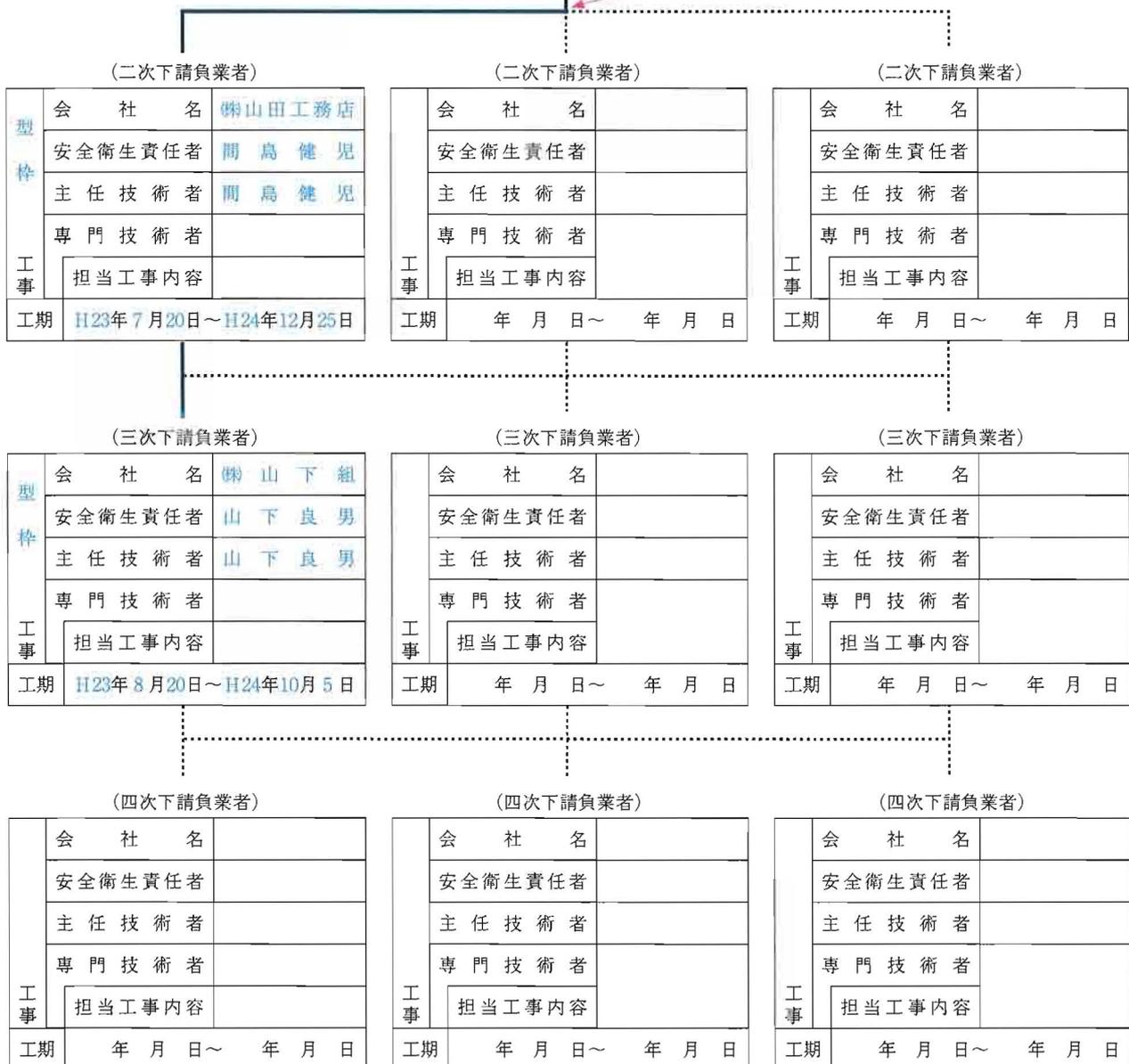
- ① 一次下請会社の会社名を記載する。
- ② 一次下請会社の会社の代表者名を記載する。
- ③ 一次下請会社の会社の住所及び電話番号を記載する。
- ④ 一次下請会社と締結した工事名称・工事内容を記載する。
一次下請会社が施工する主たる工種・工事内容を記載する。
- ⑤ 一次下請会社との契約工期を記載する。
契約日は、下請契約締結日を記載する。
- ⑥ 一次下請会社が取得している許可業種のうち④の工事に必要となる許可業種及び許可番号並びに許可年月日を記載する。また、建設業許可を保有していない場合は、斜線で消すこと。ただし、無許可業者は、建設業法第3条ただし書・政令第1条の2により500万円未満の工事（建築一式では1,500万円未満）しか施工できない。なお、警備業に関しては、国土交通省発注工事については、一次下請となる警備会社の記載が求められているものもある。その場合は「建設業の許可」を「警備業の許可」、「施工に必要な許可業種」を「施工に必要な認定書」、「許可番号」を「認定書番号」、「許可（更新）年月日」を「有効期間」と書き換え、それぞれの項目を記載する。
- ⑦ 一次下請会社の当該施工を担当する現場責任者の氏名を記載する。
なお、警備業に関しては、「現場代理人名」を「現場責任者名」と書き換え、その氏名を記載する。
- ⑧ 現場代理人の権限と意見申出方法を記述している下請負契約書の内容を転記する。
例) 一次下請（大山建設）の現場代理人（中島）の行為について、注文者（八重洲建設）が請負人（大山建設）に対する意見
- ⑨ 建設業法第26条の規定により、一次下請会社の当該施工に必要な資格を有する主任技術者の氏名及び資格を記載する。なお、公共性のある重要な工事元請会社との契約額が2,500万円（建築一式工事では5,000万円）を超える場合は、「専任」とし常駐する必要がある。また、警備業に関しては、現場責任者に関する交通誘導警備等級の資格を記載する。
- ⑩ 労働安全衛生法第16条に定められた、一次下請会社の安全衛生管理を担当する安全衛生責任者の氏名を記載する。当該現場において、元請会社の統括安全責任者との連絡調整等を行う業務を担当する。資格については、定めがないが、現場に常時従事する現場代理人・主任技術者又は職長等から選任する必要がある。
- ⑪ 労働安全衛生法第12条の2に定められた、一次下請会社の安全衛生管理を担当する安全衛生推進者の氏名を記載する。
当該現場に常時雇用する従業員が10人以上49人以下の場合で、かつ当該現場に自らの現場事務所があり、そこで安全衛生管理が一体として行われている場合に有資格者の中から選任する必要がある。該当しない場合は直近上位の営業所・支店等の安全衛生推進者の氏名を（ ）書きで記載する。
- ⑫ 建設労働者雇用改善法第5条に定められた、建設労働者を雇用する一次下請会社の雇用管理責任者の氏名を記載する。
雇用管理責任者に関する資格については定めがないが、雇用する建設労働者が1名でもいれば選任する必要がある。
- ⑬ ④の工事に付帯する別の専門工事（例 大工工事のみの許可を受けている一次下請会社が、付帯する足場組立を行う場合）を直接施工する場合に主任技術者の資格要件を満たす者を専門技術者として選任し、その者の氏名を記載する。
- ⑭ 専門技術者の資格内容は、⑨の資格内容と同じ。
- ⑮ 専門技術者が担当する工事内容を記載する。⑬の例でいえば、足場組立工事となる。
- ⑯ 登録基幹技能者の氏名及び種類（例 電気工事）を記載する。
- ⑰ 健康保険等の加入状況の保険加入の有無欄には、各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合は「加入」を、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」を、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。事業所整理記号等の営業所の名称欄には、請負契約に係る営業所の名称を、健康保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあっては組合名）を、一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を、厚生年金保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号を、一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を、雇用保険欄には、労働保険番号を、継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号をそれぞれ記載する。
なお、請負契約に係る営業所以外の営業所で再下請契約を行う場合には、欄をそれぞれ追加する。

下請負業者編成表

(一次下請負業者 = 作成下請負業者)

型 枠	会 社 名	大山建設株式会社
	安全衛生責任者	中 島 明
	主任技術者	大 沢 常 男
	専 門 技 術 者	
工 事	担当工事内容	
	登録基幹技能者	
工 期	H23年7月10日～H25年1月20日	

※一次下請負業者は二次以下の会社名等を記入し、契約の流れを実線で明確に示す。



- (記入要領) 1. 一次下請負業者は、二次下請負業者以下の業者から提出された「届出書」(様式第1号-甲)に基づいて本表を作成の上、元請に届け出ること。
 2. この下請負業者編成表でまとめきれない場合には、本様式をコピーするなどして適宜使用すること。
 3. 二次下請負業者を使用しない場合は、この書類は提出不要。

平成 23 年 8 月 9 日

再下請負通知書 (変更届)

直近上位の注文者名 八重洲建設株式会社 現場代理人名 夏川二郎 元請名称 八重洲建設株式会社

【報告下請負業者】 〒101-xxxx 東京都港区芝浦北5-xx-x TEL 03-555-xxxx FAX 03-555-xxxx

会社名 大山建設株式会社 代表者名 大山一郎

《自社に関する事項》

工事名称及び工事内容 千代田商事丸の内ビル新築工事に係る型枠工事 工期 平成23年7月10日 至 平成25年1月20日 建設業の許可 大工 工事業 大臣 知事 特定 一般 15第5000号 平成20年5月6日

- (記入要領) 1 報告下請負業者は直近上位の注文者に提出すること。 2 再下請負契約がある場合は、《再下請負契約関係》欄(当用紙の右部分)を記入するとともに、次の契約書類(金額記載)の写しを全ての階層について提出する。...

《再下請負関係》再下請負業者及び再下請負契約関係について次の通り報告いたします。

会社名 山田工務店 代表者名 山田二郎 住所 東京都千代田区神田3-xx-x (TEL 03-0341-xxxx) 工事名称及び工事内容 千代田商事丸の内ビル新築工事に係る型枠工事のうち基礎型枠工事 工期 平成23年7月20日 至 平成24年12月25日 契約日 平成23年7月15日

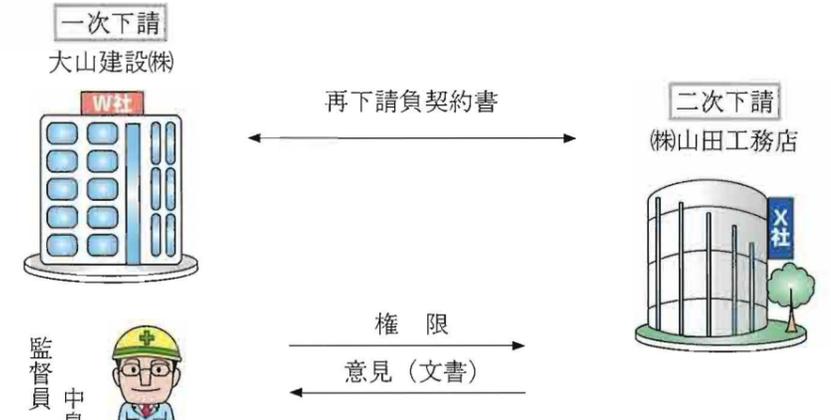
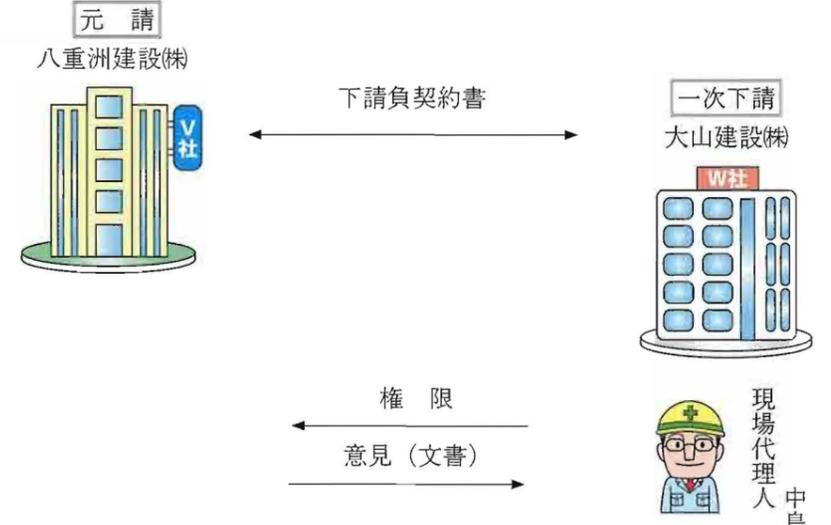
記号等の営業所の名称欄には、請負契約に係る営業所の名称を、健康保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を、一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を、厚生年金保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号を、一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を、雇用保険欄には、労働保険番号を、継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号をそれぞれ記載する。

- ※ [主任技術者、専門技術者、登録基幹技能者の記入要領] 1 主任技術者の配属状況について [専任・非専任] のいずれかに○印を付すこと。 2 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。...

再下請負通知書（全建統一様式第1号-甲）

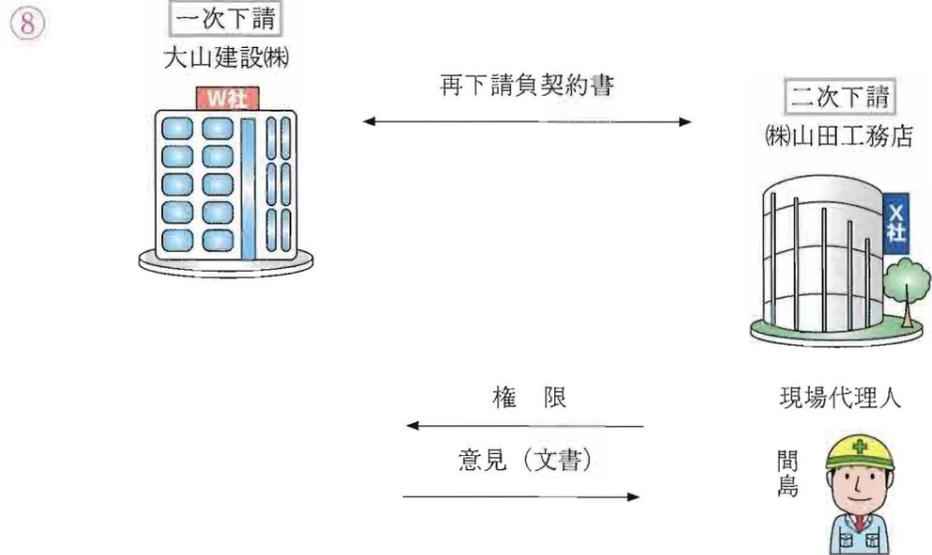
※この様式は、報告下請負業者がそれぞれの立場で作成し、直近上位業者に報告をすることにより最終的には全ての報告書が元請負業者に報告されるもの。

【再下請負関係全建統一様式第1号-甲（左）】

<p>直近上位の注文者 (自社が一次であれば元請負業者を、自社が二次であれば一次請負業者を)</p>	<p>① 直近上位の会社名を記載する。 ② 直近上位の契約者の現場代理人名を記載する。</p>
<p>元請名称</p>	<p>③ 施工体制台帳作成建設工事の通知により「元請負業者名」を記載する。</p>
<p>報告下請負業者 (自社は報告下請負業者となり、再下請負通知書を作成する。)</p>	<p>④ 自社の住所、会社名及び代表者名を記載する。</p>
<p>《自社に関する事項》 (上位の注文者と下請契約を締結した下請負人が自らの会社に関して必要事項を記載する。)</p> <p>⑨</p>  <p>⑪</p> 	<p>⑤ 元請負工事名称に『に係る』を付して自社が施工する工事内容（工種・数量）を記載する。 ⑥ 下請負契約に係る工事内容に必要な工事工期を記載する。契約日は下請契約締結日を記載する。 ⑦ 自社が取得している許可業種のうち⑤の工事に必要な許可業種及び許可番号並びに許可年月日を記載する。また、建設業許可を保有していない場合は、斜線で消すこと。ただし、無許可業者は建設業法第3条ただし書き・政令第1条の2により、500万円未満の工事（建築一式では1,500万円未満）しか施工できない。 なお、警備業に関しては、国土交通省発注工事については、一次下請となる警備会社の記載が求められているものもある。その場合は「建設業の許可」を「警備業の許可」、「施工に必要な許可業種」を「施工に必要な認定書」、「許可番号」を「認定書番号」、「許可（変更）年月日」を「有効期間」と書き換え、それぞれの項目を記載する。 ⑧ 監督員とは、請負契約の的確な履行を担保するため、注文者の代理人として、設計図書に従って工事が施工されているか否かを監督するもので、材料調合、見本検査等にも立ち会うのが例とされる。これは建設工事は、性質上工事完成後に施工上の瑕疵を発見することは困難であり、また仮に瑕疵を発見することができても、それを修復するには相当の費用を要する場合が多く、施工の段階で逐次監督することが合理的であることによる。その権限が現場代理人に委任されている場合は「現場代理人名」を記載する。 ⑨ 下請負業者が再下請負業者と締結した再下請負契約書における監督員の権限及び監督員の行為についての再下請負業者が下請負業者に対する意見の申出の方法を記載する。 例) 一次下請大山建設の監督員（中島）の行為について、二次下請山田工務店の注文者大山建設に対する意見 ⑩ 下請負工事を請け負った会社の当該施工部分を担当する現場責任者の氏名を記載する。なお、警備業に関しては、「現場代理人名」を「現場責任者名」と書き換え、その氏名を記載する。 ⑪ 下請負業者が直近上位の注文者と締結した下請負契約書における現場代理人の権限及び現場代理人の行為についての注文者が下請負業者に対する意見の申出の方法を記載する。 例) 一次下請大山建設の代理人（中島）の行為について、直近上位の注文者八重洲建設の請負人大山建設に対する意見 ⑫ 主任技術者は建設業法第26条の規定により、分担している施工部分に係る必要な資格を有する技術者名及び資格を記載する。なお、公共性のある重要な工事元請会社との契約額が2,500万円（建築一式工事の場合は5,000万円）以上の場合は「専任」とし常駐する必要がある。また、警備業に関しては、現場責任者に関する交通誘導警備等級の資格を記載する。 ⑬ 労働安全衛生法第16条に定められた、下請会社の安全衛生管理を担当する安全衛生責任者を選任し、その氏名を記載する。当該現場において、元請会社の統括安全責任者との連絡調整等を行う業務を担当する。資格については定めがないが、現場に常時従事する現場代理人・主任技術者又は職長等から選任する必要がある。 ⑭ 労働安全衛生法第12条の2に定められた、下請会社の安全衛生管理を担当する安全衛生推進者の氏名を記載する。当該現場に常時雇用する従業員が10人以上49人以下の場合で、かつ当該現場に自らの現場事務所があり、そこで安全衛生管理が一体として行われている場合に有資格者の中から選任する必要がある。該当しない場合は、直近上位の営業所・支店等の安全衛生推進者の氏名を（ ）書きで記載する。 ⑮ 建設労働者雇用改善法第5条に定められた、建設労働者を雇用する一次下請会社の雇用管理責任者の氏名を記載する。雇用管理責任者に関する資格については定めがないが、雇用する建設労働者が1名でもいれば選任する必要がある。 ⑯ ⑤の工事に付帯する別の専門工事（例 大工工事のみの許可を受けている下請会社が、付帯する足場組立を行う場合）を直接施工する場合に主任技術者の資格要件を満たす者を専門技術者として選任し、その者の氏名を記載する。専門技術者の資格内容は、⑫の資格内容と同じ。 ⑰ 専門技術者が担当する工事内容を記載する。⑯の例でいえば、足場組立工事となる。 ⑱ 登録基幹技能者の氏名及び種類（例 電気工事）を記載する。 ⑲ 健康保険等の加入状況の保険加入の有無欄には、各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合は「加入」を、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」を、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。事業所整理記号等の営業所の名称欄には、請負契約に係る営業所の名称を、健康保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあっては組合名）を、一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を、厚生年金保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号を、一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を、雇用保険欄には、労働保険番号を、継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号をそれぞれ記載する。 なお、直近上位の注文者との請負契約に係る営業所以外の営業所で再下請負業者との請負契約を行う場合には欄をそれぞれ追加する。</p>

《再下請負関係》

(自社【報告下請負業者】が再下請契約を締結した下請会社に関して必要事項を記載する。)



- ① 再下請会社の会社名を記載する。
- ② 再下請会社の会社の代表者名を記載する。
- ③ 再下請会社の会社の住所及び電話番号を記載する。
- ④ 再下請会社と締結した工事名称・工事内容を記載する。
- ⑤ 再下請会社との契約工期を記載する。契約日は、再下請契約締結日を記載する。
- ⑥ 再下請会社を取得している許可業種及び許可番号並びに許可年月日を記載する。許可業種は、保有する業種のうち④の工事に必要となる業種のみ記載する。また、建設業許可を保有していない場合は、斜線で消すこと。ただし、無許可業者は建設業法第3条ただし書き・政令第1条の2により、500万円未満の工事（建築一式では1,500万円未満）しか施工できない。
- ⑦ 再下請会社の当該施工を担当する現場責任者の氏名を記載する。
- ⑧ 現場代理人の権限及び現場代理人の行為についての注文者が請負業者に対する意見の申出の方法を記述している再下請負契約書の内容を転記する。三次下請以降についても同様に直近上位業者との間に交わされた契約書の内容を転記する。
例) 再下請(山田工務店)の現場代理人(間島)の行為について、注文者(大山建設)の請負人(山田工務店)に対する意見
- ⑨ 建設業法第26条の規定により、再下請負会社の当該施工に必要な資格を有する主任技術者の氏名及び資格を記載する。なお、公共性のある重要な工事【報告下請負業者】との契約額が2,500万円(建築一式工事の場合は5,000万円)を超える場合は「専任」とし常駐する必要がある。
- ⑩ 労働安全衛生法第16条に定められた、再下請会社の安全衛生管理を担当する安全衛生責任者を選任しその氏名を記載する。当該現場において、元請会社の統括安全責任者との連絡調整等を行う業務を担当する。資格については定めがないが、現場に常時従事する現場代理人・主任技術者又は職長等から選任する必要がある。
- ⑪ 労働安全衛生法第12条の2に定められた、再下請会社の安全衛生管理を担当する安全衛生推進者の氏名を記載する。当該現場に常時雇用する従業員が10人以上49人以下の場合で、かつ当該現場に自らの現場事務所があり、そこで安全衛生管理が一体として行われている場合に有資格者の中から選任する必要がある。該当しない場合は、直近上位の営業所・支店等の安全衛生推進者の氏名を()書きで記載する。
- ⑫ 建設労働者雇用改善法第5条に定められた、建設労働者を雇用する再下請会社の雇用管理責任者の氏名を記載する。雇用管理責任者に関する資格については定めがないが、雇用する建設労働者が1名でもいれば選任する必要がある。
- ⑬ ④の工事に付帯する別の専門工事(例 大工工事のみの許可を受けている再下請会社が、付帯する足場組立を行う場合)を直接施工する場合に主任技術者の資格要件を満たす者を専門技術者として選任し、その者の氏名を記載する。
- ⑭ 専門技術者の資格内容は、⑨の資格内容と同じ。
- ⑮ 専門技術者が担当する工事内容を記載する。⑬の例でいえば、足場組立工事となる。
- ⑯ 登録基幹技能者の氏名及び種類(例 電気工事)を記載する。
- ⑰ 健康保険等の加入状況の保険加入の有無欄には、各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合は「加入」を、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」を、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。事業所整理記号等の営業所の名称欄には、請負契約に係る営業所の名称を、健康保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を、一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を、厚生年金保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号を、一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を、雇用保険欄には、労働保険番号を、継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号をそれぞれ記載する。

工事作業所災害防止協議会兼施工体系図

発注者名	千代田商事株式会社
工事名称	丸の内ビル新築工事

工期	自 平成23年7月3日
	至 平成25年3月31日

元請名	八重洲建設㈱
監督員名	上田 正
監理技術者名	夏川 二郎
専門技術者名	
担当工事内容	
専門技術者名	
担当工事内容	

元方安全衛生管理者	秋島 五郎
-----------	-------

会 長	総括安全衛生責任者
	夏川 二郎

書 記	佐藤 実
-----	------

副 会 長	大山建設㈱
	中島 明

※施工体系図を作成して事業所内の見やすい場所に掲げる。

※再下請負通知書、下請負業者編成表等を参考にして記入し、契約の流れを実線で表示する。

※警備会社に関しては、国土交通省発注工事については、商号又は名称、現場責任者名及び工期を記入する。

※この書類は、下請負業者編成表に基づき、元請業者が作成する。

型 枠 工 事	会 社 名	大山建設㈱
	工 事 内 容	型枠工事
	安全衛生責任者	中島 明
	主任技術者	大沢 常男
	専門技術者	
担当工事内容		
工期	H23年7月10日～H25年1月20日	

型 枠 工 事	会 社 名	嶺山田工務店
	工 事 内 容	基礎型枠工事
	安全衛生責任者	間島 健児
	主任技術者	間島 健児
	専門技術者	
担当工事内容		
工期	H23年7月20日～H25年12月25日	

型 枠 工 事	会 社 名	嶺山下 組
	工 事 内 容	型枠工事(地下部分)
	安全衛生責任者	山下 良男
	主任技術者	山下 良男
	専門技術者	
担当工事内容		
工期	H23年8月20日～H25年10月5日	

工 事	会 社 名	
	工 事 内 容	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
担当工事内容		
工期	年 月 日～ 年 月 日	

工 事	会 社 名	
	工 事 内 容	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
担当工事内容		
工期	年 月 日～ 年 月 日	

工 事	会 社 名	
	工 事 内 容	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
担当工事内容		
工期	年 月 日～ 年 月 日	

工 事	会 社 名	
	工 事 内 容	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
担当工事内容		
工期	年 月 日～ 年 月 日	

工 事	会 社 名	
	工 事 内 容	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
担当工事内容		
工期	年 月 日～ 年 月 日	

工 事	会 社 名	
	工 事 内 容	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
担当工事内容		
工期	年 月 日～ 年 月 日	

工 事	会 社 名	
	工 事 内 容	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
担当工事内容		
工期	年 月 日～ 年 月 日	

工 事	会 社 名	
	工 事 内 容	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
担当工事内容		
工期	年 月 日～ 年 月 日	

工 事	会 社 名	
	工 事 内 容	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
担当工事内容		
工期	年 月 日～ 年 月 日	

工 事	会 社 名	
	工 事 内 容	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
担当工事内容		
工期	年 月 日～ 年 月 日	

工 事	会 社 名	
	工 事 内 容	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
担当工事内容		
工期	年 月 日～ 年 月 日	

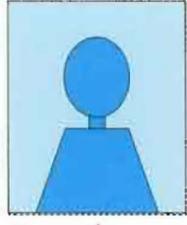
工 事	会 社 名	
	工 事 内 容	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
担当工事内容		
工期	年 月 日～ 年 月 日	

工 事	会 社 名	
	工 事 内 容	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
担当工事内容		
工期	年 月 日～ 年 月 日	

丸の内ビル新築工事

工事担当技術者

元請会社名	八重洲建設㈱
監理技術者	夏川 二郎
生年月日	S41年5月26日



添付する写真は、
縦 3cm
横 2.5cm
程度の大きさとし、顔が判明できるものとする。

※本様式は、2部作成し、1部保管し、1部提出する。
ただし、カラーコピーもしくはデジタルカメラ写真を印刷したものを提出してもよい。

参考様式第2号 施工体制台帳
（監理（主任）技術者用名札）

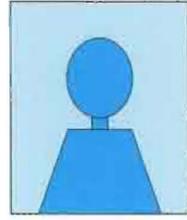
（注釈）官庁工事においては、平成13年3月30日付、国コ企第3号により作成し着用することが義務づけられた。

請負者は、監理技術者、主任技術者（下請負を含む。）及び元請負の専門技術者（専任している場合にのみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させるものとする。

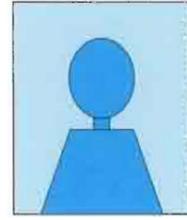
写真 2cm×3cm 程度	監理（主任）技術者
	氏名 夏川 二郎
	工事名 丸の内ビル新築 工事
	工期 自 23年7月3日 至 25年3月31日
会社 八重洲建設株式会社 印	

注1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。
注2) 所属会社の社印とする。

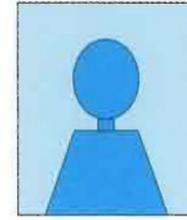
会社名	大山建設㈱
主任技術者	大沢 常男
生年月日	S28年4月18日
選任区分	専任・非専任



会社名	㈱山田工務店
主任技術者	間島 健児
生年月日	S35年3月15日
選任区分	専任・非専任



会社名	㈱山下組
主任技術者	山下 良男
生年月日	S47年10月21日
選任区分	専任・非専任



会社名	
主任技術者	
生年月日	
選任区分	専任・非専任

【写真貼付欄】

会社名	
主任技術者	
生年月日	
選任区分	専任・非専任

【写真貼付欄】

請負金額2,500万円未満は非専任でよい。
（ただし、建築一式工事の場合は5,000万円未満）

会社名	
主任技術者	
生年月日	
選任区分	専任・非専任

【写真貼付欄】

会社名	
主任技術者	
生年月日	
選任区分	専任・非専任

【写真貼付欄】

会社名	
主任技術者	
生年月日	
選任区分	専任・非専任

【写真貼付欄】

会社名	
主任技術者	
生年月日	
選任区分	専任・非専任

【写真貼付欄】

会社名	
主任技術者	
生年月日	
選任区分	専任・非専任

【写真貼付欄】

会社名	
主任技術者	
生年月日	
選任区分	専任・非専任

【写真貼付欄】

会社名	
主任技術者	
生年月日	
選任区分	専任・非専任

【写真貼付欄】

会社名	
主任技術者	
生年月日	
選任区分	専任・非専任

【写真貼付欄】

会社名	
主任技術者	
生年月日	
選任区分	専任・非専任

【写真貼付欄】

会社名	
主任技術者	
生年月日	
選任区分	専任・非専任

【写真貼付欄】

〔解説〕

1. 施工体制台帳の整備など

建設工事は、元請から専門工事業まで、下請、孫請などによる分業体制で施工されていきます。こうした分業体制の下で適正かつ効率的な施工を確保するためには、元請業者が工事現場ごとに、下請、孫請などその工事にかかわるすべての業者の状況、その技術者の設置などの施工体制を的確に把握していることが前提です。

元請業者が施工体制を十分把握していないと、工事が円滑に進まず、品質、工程、安全など施工上のトラブルが発生しやすくなったり、不良不適格業者の参入、一括下請負、安易な重層下請などにより、生産効率の低下や手抜き工事などが生じたりします。

このため、平成3年2月の建設省通知で、施工体制台帳の整備が指導されていましたが、平成6年の法改正で、さらに次のとおり建設業法上の義務とされました。

(1) 施工体制台帳

特定建設業者が、発注者から直接請け負う元請となって、3,000万円（建築一式工事の場合は、4,500万円）以上を下請に出すときには、下請、孫請などその工事にかかわる全ての業者名、それぞれの工事の内容、工期などを書いた**施工体制台帳**を作成し、工事現場ごとに備え置かなければならないほか、下請に対して(2)の再下請負通知をしなくてはならない旨を通知し、かつ、工事現場の見やすいところに、元請である特定建設業者の名称と再下請通知書の提出先を掲示しなければなりません。

また、その特定建設業者は、発注者から請求があれば、工事現場ごとに備えた施工体制台帳を、**発注者**に閲覧させなければなりません。

さらに、入札契約適正化法に規定する公共工事についてはその写しを、発注者に必ず提出しなければなりません。

これらに違反すると監督処分の対象になります。

(2) 再下請負通知

施工体制台帳が作成される工事を受けた下請業者が、さらにその工事を孫請業者に再下請したときには、その**再下請の工事の内容、工期などを、もともとの受注者である特定建設業者に通知**しなければなりません。

また、孫請業者に対しては、元請である特定建設業者の名称、再下請負通知をしなければならない旨及び再下請負通知書の提出先を通知しなければなりません。（以上第24条の7第1項～第3項）

元請である特定建設業者は、再下請負通知書がきちんと提出されるよう、下請や孫請を指導することが必要です。

これらに違反すると監督処分の対象になります。

(3) 施工体系図

さらに、その特定建設業者は、施工体制台帳や下請業者からの再下請の通知をもとに、各下請の施工

の分担関係を表示した**施工体系図**を作り、工事現場の見やすい場所（入札契約適正化法に規定する公共工事については工事現場の工事関係者の見やすい場所及び公衆の見やすい場所）に掲示しておかなければなりません。（第24条の7第4項）

これに違反すると監督処分の対象になります。

2. 下請業者の指導、違反是正

建設工事には多数の下請、孫請業者が参加しますが、従来必ずしもそれら下請、孫請業者などの中には、法令の理解が十分でなく、様々な問題を生ずることもありました。

そこで、特定建設業者が発注者から直接請け負った元請の場合には、下請業者などが建設業法、建築基準法、労働基準法、労働安全衛生法などの法令に違反しないよう指導に努めなければならないこととされています。特定建設業者は、その直接の下請業者だけでなく、孫請業者など建設工事全体の業者に対して指導に努める責任があります。

その指導にもかかわらず、下請業者などがその法令に違反したときは、**違反の是正**を求めるよう努めなければなりません。

さらに、特定建設業者が違反是正を求めたにもかかわらず下請業者などが違反を是正しない場合には、国土交通大臣（地方整備局長等）又は都道府県知事（許可行政庁）、又は建設工事が行われている都道府県の知事に通報しなければなりません。（以上第24条の6）

この通報を怠ると、監督処分の対象になります。

3. 主任技術者、監理技術者の現場専任制度

公共性のある工作物の**重要な工事**については、主任技術者、監理技術者は、工事現場ごとに、**専任**でなければなりません。（第26条第3項）

公共性のある工作物の重要な工事とは、次の工作物の工事で代金が建築5,000万円以上、その他2,500万円以上のものです。

- ・ 国、地方公共団体発注の工作物
- ・ 鉄道、索道、道路、上下水道などの公共性のある施設
- ・ 電気事業用施設、ガス事業用施設
- ・ 学校、図書館、寺院、工場、病院、デパート、事務所、ホテル、共同住宅など公衆又は多数の者が利用する施設

結局、個人住宅を除いて、ほとんどの工事が対象になります。

これに違反すると、監督処分、罰則の対象になります。

(1) 主任技術者

(2)の監理技術者を置かなければならない特定建設業者以外の建設業者は、元請であれ下請であれ全て、建設工事を施工するときは、工事現場に**主任技術者**を置かなければなりません。（第26条第1項）

主任技術者に必要な資格・経験は、一般建設業の許可のため営業所に置かなければならない技術者と

同じで、具体的には、次のような資格・経験です。

- ① 当該建設工事の種類に応じた関連学科の高校卒業後5年以上の実務経験者、関連学科の大学卒業後3年以上の実務経験者
- ② 当該建設工事の種類に応じた10年以上の実務経験者
- ③ それらと同等以上の知識、技術、技能がある者（当該建設工事の種類に応じた一定の資格取得者など）

（例） 土木一式工事… 1、2級土木施工管理技士、技術士など
建築一式工事… 1、2級建築施工管理技士、1、2級建築士

国家資格



経験による場合の実務経験



(2) 監理技術者

発注者から直接請け負った特定建設業者は、元請として一定額（3,000万円、建築では4,500万円）以上の工事を下請させる場合には、工事現場に監理技術者を置かなければなりません。（第26条第2項）

監理技術者に必要な資格・経験は、特定建設業の許可のため営業所に置かなければならない技術者と同じで、具体的には、次のような資格・経験です。

- ① 当該建設工事の種類に応じた高度な技術検定合格者、免許取得者（= 1級の技術検定合格者、技術士、1級建築士）

（例） 土木一式工事… 1級土木施工管理技士、技術士など

建築一式工事… 1級建築施工管理技士、1級建築士

- ② 主任技術者の要件①、②又は③に該当し、かつ、当該建設工事の種類に応じて元請として4,500万円以上の工事を2年以上指導監督した実務経験者
- ③ それらと同等以上の能力がある者

ただし、その特定建設業が指定建設業（土木工事業、建築工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、電気工事業、造園工事業）である場合には、①（1級の技術検定合格者、技術士、1級建築士）又は①と同等以上の能力がある者が監理技術者でなければなりません。

4. 技術者と雇用関係

主任技術者又は監理技術者については、工事を請負った企業との直接的かつ恒常的な雇用関係が必要とされています。したがって、以下のような技術者の配置は認められないことになっています。

- ① 直接的な雇用関係を有していない場合
（在籍出向者や派遣など）
- ② 恒常的な雇用関係を有していない場合
（一つの工事の期間のみの短期雇用）

特に国、地方公共団体等が発注する建設工事において、発注者から直接請負う建設業者の専任の監理技術者等については、所属建設業者から入札の申込みの日（指名競争に付す場合であって、入札の申込みを伴わないものにあつては入札の執行日、随意契約による場合であつては見積書の提出の日）以前に3カ月以上の雇用関係にあることが必要です。

恒常的な雇用関係については、監理技術者資格者証の交付年月日若しくは変更履歴又は健康保険被保険者証の交付年月日等により確認できることが必要です。



5. 専門技術者の配置

土木工事業や建築工事業の業者が、土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合、これらの一式工事の中に他の専門工事も含まれている場合（例えば、住宅の建築工事の中の、大工工事、屋根工事・内装仕上工事、電気工事、管工事など）には、それぞれの専門工事について主任技術者の資格を持っている者（専門技術者）を置いて、その技術管理をやらせなければなりません。

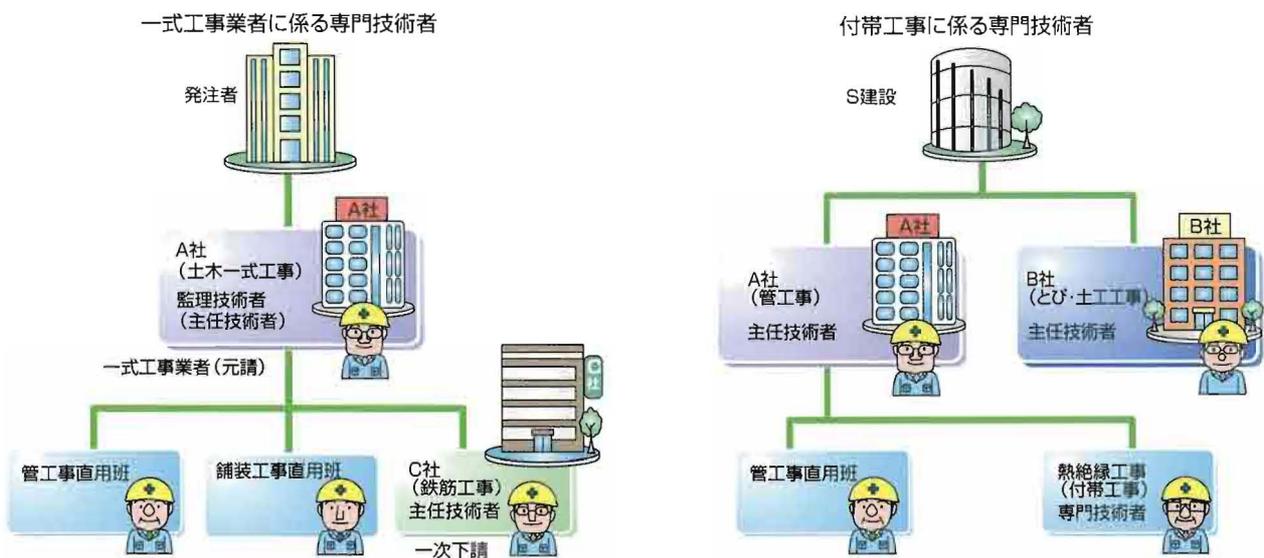
このため、土木、建築の一式工事を受注してその中で併せて専門工事も施工する建設業者は、

- ① 一式工事の主任技術者、監理技術者が、その専門工事についての主任技術者の資格も持っている場合、その者が専門技術者を兼ねる、
- ② 一式工事の主任技術者、監理技術者とは別に、同じ会社の中で、他にその専門工事について主任技術者の資格を持っている者を専門技術者として配置する、
- ③ その専門工事について建設業の許可を受けている専門工事業業者に下請する、

のいずれかを選ばなければなりません。

また、建設業者は、許可を受けた建設業の建設工事に付帯する他の建設工事をすることができますが、その場合も、当該工事に関する専門技術者を置かなければなりません。(以上第26条の2)

これらに違反すると、監督処分、罰則の対象になります。



6. 監理技術者資格者証

3. (2)により特定建設業者が専任の監理技術者を置かなければいけないもの（公共性のある工作物の重要な工事で、元請として一定額以上の工事を下請に出す工事）のうち、国、地方公共団体、公共法人などが発注者となる**公共工事**については、その監理技術者は、**監理技術者資格者証**の交付を受けている者であって、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講したものの中から選ばなければなりません。

そして、発注者から請求があれば、その監理技術者資格者証を提示しなければなりません。

(以上第26条第4項、第5項)

これは、国、地方公共団体などの公共工事は税金で賄われていることから、工事の適正な施工をより厳密に確保する必要があり、資格・経験がある技術者の専任を強力に担保でき、さらにそれを発注者の求めに応じて確認できるようにするためです。

従来これは、指定建設業5業種（当時）の公共工事に限っており、名称も指定建設業監理技術者資格者証でしたが、平成6年の法改正で、指定建設業のみならず、28業種全部の公共工事に資格者証が必要となりました。

資格者証の有効期間は5年で、申請により更新できます。

7. 現場代理人

現場代理人は、請負人の代理人として請負契約の確実な履行を図るため、工事現場に常駐^(注)し、その運営及び取締りを行います。

請負人は、請負契約の履行に関し工事現場に現場代理人を置く場合、現場代理人の権限や行為について注文者の意見の申出方法を書面により通知しなければならない。(第19条の2)

現場代理人は、契約に定めがある場合に設置するもので、工事現場の運営、取り締まりを行うほか、代金の授受などを除いた請負契約に関する一切の権限を行使する人です。従って、現場代理人は必ずしも技術系の職員でなくてもかまいません。また、主任・監理技術者と現場代理人は兼務することもできます。

現場代理人は、約款の定めにより現場常駐を求められることがあります。ほとんどの公共工事においては、現場代理人は現場常駐が定められており、他の工事との兼任もできません。

請負人は、請負契約の履行に関し工事現場に現場代理人を置く場合においては、その現場代理人の権限の内容等を、書面により注文者に通知しなければなりません。

また、注文者は、請負契約の履行に関し工事現場に監督員を置く場合は、その監督員の権限の内容等を、書面により請負人に通知しなければなりません。

(注) 平成22年7月の公共工事標準請負契約約款の改正により、現場代理人の常駐義務を緩和する旨の規定(標準約款第10条第3項)が追加されたことを受け、他の工事の現場代理人を兼ねるような例もありますが、平成23年11月14日付国土建第161号により「現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について」が発出されているので参考にして下さい。

8. 技術検定

建設業法は、建設施工技術の向上を図るため、各種目1、2級の技術検定制度を設けています。

(第27条)

これら技術検定の合格者と合格者を雇用している建設業者には、次のような特典があります。

- ① 1、2級合格者全て、次表の業種に応じて、一般建設業の営業所に置く専任の技術者、主任技術者の資格を満たすものとして扱われます。
- ② 1級合格者は、特定建設業(特定建設業もそれ以外も)の営業所に置く専任の技術者、監理技術者について、次表の業種に応じて、その資格を満たすものとして扱われます。
- ③ 元請としての指導監督実務経験ある2級合格者は、次表の業種に応じて特定建設業(指定建設業を除く)の営業所に置く専任の技術者、監理技術者の資格を満たすものとして扱われます。
- ④ 合格者は、それぞれの資格に応じて、1級土木施工管理技士など「〇〇技士」の称号が使えます。
- ⑤ 合格者を雇用している建設業者としても、経営事項審査において、1級合格者は5点、2級合格者は2点としてカウントされます。

検定種目と試験実施機関、その合格者が資格を持てる業種は次のとおりです。

検 定 種 目	試 験 実 施 機 関	合格者が資格を持てる業種
建設機械施工1、2級	(社)日本建設機械化協会	土木工事業、とび・土工工事業 は装工事業
土木施工管理1、2級*	(財)全国建設研修センター	土木工事業、とび・土工工事業

		石工事業、鋼構造物工事業 ほ装工事業、しゅんせつ工事業 塗装工事業、水道施設工事業
管工事施工管理 1、2級	(財)全国建設研修センター	管工事業
造園施工管理 1、2級	(財)全国建設研修センター	造園工事業
建築施工管理 1、2級*	(財)建設業振興基金	建築工事業、大工工事業、 左官工事業、とび・土工事業 石工事業、屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 鋼構造物工事業、鉄筋工事業 板金工事業、ガラス工事業 塗装工事業、防水工事業 内装仕上工事業、熱絶縁工事業 建具工事業
電気工事施工管理 1、2級	(財)建設業振興基金	電気工事業

※土木施工管理、建築施工管理の2級合格者は、検定種別によって資格がとれる業種が異なります。_____は指定建設業。

9. 登録基幹技能者

建設の現場で物づくりに携わる技能者・技術者について、より質の高い社会資本を整備する上で優秀な技能や技術を活かし、継承していくシステムづくりが望まれています。

特に、技能者には品質の確保のため、その能力向上に期待が寄せられています。

長年の経験と習熟した技能を発揮するだけでなく、

- ① 元請に対し最適な施工方法の提案
- ② 技能集団の取りまとめ
- ③ 他職種との作業調整
- ④ 施工の計画

登録基幹技能者は、優れて高い作業能力・作業知識・効率的な作業管理能力の保持者であり、この登録基幹技能者を有する企業には、経営事項審査で加点の対象と認められます。

登録基幹技能者講習登録状況

■登録基幹技能者講習 登録状況

平成24年1月末現在

No.	登録基幹技能者講習の種類	登録基幹技能者講習実施期間	登録年月日 (登録番号)	基幹的な役割を担う (実務経験を有する) 建設業の種類	登録基幹 技能者数
1	登録電気工事基幹技能者	(一社)日本電設工業協会	H20.5.13 (登録番号1)	電気工事業、電気通信工事業	6,012名
2	登録橋梁基幹技能者	(一社)日本橋梁建設協会	H20.7.17 (登録番号2)	鋼構造物工事業、 とび・土工事業	392名
3	登録造園基幹技能者	(社)日本造園建設業協会 (社)日本造園組合連合会	H20.7.17 (登録番号3)	造園工事業	2,706名
4	登録コンクリート圧送基幹技能者	(一社)全国コンクリート圧送事業団体連合会	H20.7.18 (登録番号4)	とび・土工事業	468名
5	登録防水基幹技能者	(社)全国防水工事業協会	H20.8.19 (登録番号5)	防水工事業	703名

6	登録トンネル基幹技能者	(一社)日本トンネル専門工事業協会	H20.9.1 (登録番号6)	土木工事業、 とび・土工事業	365名
7	登録建設塗装基幹技能者	(一社)日本塗装工業会	H20.9.1 (登録番号7)	塗装工事業	2,087名
8	登録左官基幹技能者	(一社)日本左官業組合連合会	H20.9.1 (登録番号8)	左官工事業	1,086名
9	登録機械土工基幹技能者	(社)日本機械土工協会	H20.9.17 (登録番号9)	土木工事業、 とび・土工事業	1,439名
10	登録海上起重基幹技能者	(社)日本海上起重技術協会	H20.9.19 (登録番号10)	土木工事業、 しゅんせつ工事業	601名
11	登録PC基幹技能者	プレストレスト・コンクリート工事業協会	H20.9.30 (登録番号11)	土木工事業、 とび・土工事業、 鉄筋工事業	475名
12	登録鉄筋基幹技能者	(社)全国鉄筋工事業協会	H20.9.30 (登録番号12)	鉄筋工事業	1,912名
13	登録圧接基幹技能者	全国圧接業共同組合連合会	H20.9.30 (登録番号13)	鉄筋工事業	426名
14	登録型枠基幹技能者	(社)日本建設大工工事業協会	H20.9.30 (登録番号14)	大工工事業	1,907名
15	登録配管基幹技能者	(一社)日本空調衛生工事業協会 (一社)日本配管工事業団体連合会 全国管工事業協同組合連合会	H20.10.16 (登録番号15)	管工事業	1,881名
16	登録鷹・土工基幹技能者	(社)日本建設躯体工事業団体連合会 (社)日本鷹工業連合会	H20.12.12 (登録番号16)	とび・土工事業	2,389名
17	登録切断穿孔基幹技能者	ダイヤモンド工事業協同組合	H20.12.12 (登録番号17)	とび・土工事業	167名
18	登録内装仕上工事基幹技能者	(社)全国建設室内工事業協会 日本建設インテリア事業協同組合連合会 日本室内装飾事業協同組合連合会	H20.12.26 (登録番号18)	内装・仕上工事業	2,056名
19	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者	(一社)日本サッシ協会 (一社)カーテンウォール・防火開口部協会	H21.2.13 (登録番号19)	建具工事業	665名
20	登録エクステリア基幹技能者	(社)日本建築ブロック・エクステリア工事業協会	H21.3.5 (登録番号20)	タイル・れんが・ブロック工 事業、とび・土工事業、 石工事業	324名
21	登録建築板金基幹技能者	(社)日本建築板金協会	H21.3.5 (登録番号21)	板金工事業、屋根工事業	2,574名
22	登録外壁仕上基幹技能者	日本外壁仕上業協同組合連合会	H21.4.28 (登録番号22)	塗装工事業、左官工事業、 防水工事業	149名
23	登録ダクト基幹技能者	(一社)日本空調衛生工事業協会 (一社)全国ダクト工業団体連合会	H21.4.28 (登録番号23)	管工事業	885名
24	登録保温保冷基幹技能者	(一社)日本保温保冷工事業協会	H21.11.27 (登録番号24)	熱絶縁工事業	200名
25	登録グラウト基幹技能者	(社)日本グラウト協会	H21.11.27 (登録番号25)	とび・土工事業	382名
26	登録冷凍空調基幹技能者	(一社)日本冷凍空調設備工業連合会	H22.3.25 (登録番号26)	管工事業	289名
27	登録運動施設基幹技能者	(一社)日本運動施設建設業協会	H22.3.25 (登録番号27)	土木工事業、 とび・土工事業、 は装工事業、造園工事業	72名
28	登録基礎工基幹技能者	全国基礎工業協同組合連合会 (一社)日本基礎建設協会	H23.12.16 (登録番号28)	とび・土工事業	—
28職種36団体				合計	32,612名

10. 標識の設置

建設業者は、一般建設業であれ、特定建設業であれ、建設工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に、次の事項を記載した標識を掲示しなければなりません。(第40条)

- ・一般建設業、特定建設業の別
- ・許可年月日、許可番号、許可を受けた建設業
- ・商号又は名称
- ・代表者の氏名
- ・主任技術者又は監理技術者の氏名

これに違反すると、監督処分、罰則の対象になります。

11. 見積条件と現地の条件が違う場合の対応

元請たる総合工事業者と下請けたる専門工事業者との間では、対等公正、信義誠実の原則に基づいて契約、施工しなければなりません。それは、実際に施工を始めてから各種見積条件と現地の条件が異なっている場合の対応も同様です。

ところが、実際には元請業者からの口頭のみ指示で下請け業者が工事を変更させられたり、変更工事による代金の変更、精算がスムーズでなかったりと、いろいろとトラブルが発生しています。

このため、平成6年3月、建設生産システム合理化推進協議会では、「総合工事業者・専門工事業者間における条件変更時の適正な手順等に関する指針」を策定し、見積条件と実際の施工条件が異なっていた場合にも、書面主義、対等性の確保などの適正な対応を取り決めています。

[参考資料]

(建設業法・抜粋)

(第24条の6)【下請負人に対する特定建設業者の指導等】

- ① 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事の下請負人が、その下請負に係る建設工事の施工に関し、この法律の規定又は建設工事の施工若しくは建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定で政令で定めるものに違反しないよう、当該下請負人の指導に努めるものとする。
- ② 前項の特定建設業者は、その請け負った建設工事の下請負人である建設業を営む者が同項に規定する規定に違反していると認めるときは、当該建設業を営む者に対し、当該違反している事実を指摘して、その是正を求めるように努めるものとする。
- ③ 第1項の特定建設業者が前項の規定により是正を求めた場合において、当該建設業を営む者が当該違反している事実を是正しないときは、同項の特定建設業者は、当該建設業を営む者が建設業者であるときはその許可をした国土交通大臣若しくは都道府県知事又は営業としてその建設工事の行われる区域を管轄する都道府県知事に、その他の建設業を営む者であるときはその建設工事の現場を管轄する都道府県知事に、速やかに、その旨を通報しなければならない。

(第24条の7)【施工体制台帳及び施工体系図の作成等】

- ① 特定建設業者は、発注者から直接建設工事を請け負った場合において、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が政令で定める金額以上になるときは、建設工事の適正な施工を確保するため、国土交通省令で定めるところにより、当該建設工事について、下請負人の商号又は名称、当該下請負人に係る建設工事の内容及び工期その他の国土交通省令で定める事項を記載した施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置かなければならない。
- ② 前項の建設工事の下請負人は、その請負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは、国土交通省令で定めるところにより、同項の特定建設業者に対して、当該他の建設業を営む者の商号又は名称、当該者の請け負った建設工事の内容及び工期その他の国土交通省令で定める事項を通知しなければならない。
- ③ 第1項の特定建設業者は、同項の発注者から請求があつたときは、同項の規定により備え置かれた施工体制台帳を、その発注者の閲覧に供しなければならない。
- ④ 第1項の特定建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、当該建設工事における各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、これを当該工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。

(第26条)【主任技術者及び監理技術者の設置等】

- ① 建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、当該建設工事に関し第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの（以下「主任技術者」という。）を置かなければならない。
- ② 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が第3条第1項第2号の政令で定める金額以上になる場合においては、前項の規定にかかわらず、当該建設工

事に関し第15条第2号イ、ロ又はハに該当する者（当該建設工事に係る建設業が指定建設業である場合にあっては、同号イに該当する者又は同号ハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者）で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの（以下「監理技術者」という。）を置かなければならない。

- ③ 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、前2項の規定により置かなければならない主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。
- ④ 前項の規定により専任の者でなければならない監理技術者は、第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けている者であつて、第26条の4から第26条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講したもののうちから、これを選任しなければならない。
- ⑤ 前項の規定により選任された監理技術者は、発注者から請求があつたときは、監理技術者資格者証を提示しなければならない。

（第26条の2）

- ① 土木工事業又は建築工事業を営む者は、土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合において、土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事（第3条第1項ただし書の政令で定める軽微な建設工事を除く。）を施工するときは、当該建設工事に關し第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における当該建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるものを置いて自ら施工する場合のほか、当該建設工事に係る建設業の許可を受けた建設業者に当該建設工事を施工させなければならない。
- ② 建設業者は、許可を受けた建設業に係る建設工事に附帯する他の建設工事（第3条第1項ただし書の政令で定める軽微な建設工事を除く。）を施工する場合においては、当該建設工事に關し第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における当該建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるものを置いて自ら施工する場合のほか、当該建設工事に係る建設業の許可を受けた建設業者に当該建設工事を施工させなければならない。

（第26条の3）【主任技術者及び監理技術者の職務等】

- ① 主任技術者及び監理技術者は、工事現場における建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行わなければならない。
- ② 工事現場における建設工事の施工に従事する者は、主任技術者又は監理技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

（第27条）【技術検定】

- ① 国土交通大臣は、施工技術の向上を図るため、建設業者の施工する建設工事に従事し又はしようとする者について、政令の定めるところにより、技術検定を行うことができる。
- ② 前項の検定は、学科試験及び実地試験によつて行う。
- ③ 国土交通大臣は、第1項の検定に合格した者に、合格証明書を交付する。
- ④ 合格証明書の交付を受けた者は、合格証明書を滅失し、又は損傷したときは、合格証明書の再交付を申請することができる。
- ⑤ 第1項の検定に合格した者は、政令で定める称号を称することができる。

(第28条) 【指示及び営業の停止】

- ① 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が次の各号のいずれかに該当する場合又はこの法律の規定（第19条の3、第19条の4及び第24条の3から第24条の5までを除き、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）第13条第3項の規定により読み替えて適用される第24条の7第4項を含む。第4項において同じ。）、入札契約適正化法第13条第1項若しくは第2項の規定若しくは特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号。以下この条において「履行確保法」という。）第3条第6項、第4条第1項、第7条第2項、第8条第1項若しくは第2項若しくは第10条の規定に違反した場合においては、当該建設業者に対して、必要な指示をすることができる。特定建設業者が第41条第2項又は第3項の規定による勧告に従わない場合において必要があると認めるときも、同様とする。
- 一 建設業者が建設工事を適切に施工しなかつたために公衆に危害を及ぼしたとき、又は危害を及ぼすおそれが大であるとき。
 - 二 建設業者が請負契約に関し不誠実な行為をしたとき。
 - 三 建設業者（建設業者が法人であるときは、当該法人又はその役員）又は政令で定める使用者がその業務に関し他の法令（入札契約適正化法及び履行確保法並びにこれらに基づく命令を除く。）に違反し、建設業者として不相当であると認められるとき。
 - 四 建設業者が第22条の規定に違反したとき。
 - 五 第26条第1項又は第2項に規定する主任技術者又は監理技術者が工事の施工の管理について著しく不相当であり、かつ、その変更が公益上必要であると認められるとき。
 - 六 建設業者が、第3条第1項の規定に違反して同項の許可を受けないで建設業を営む者と下請契約を締結したとき。
 - 七 建設業者が、特定建設業者以外の建設業を営む者と下請代金の額が第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結したとき。
 - 八 建設業者が、情を知つて、第3項の規定により営業の停止を命ぜられている者又は第29条の4第1項の規定により営業を禁止されている者と当該停止され、又は禁止されている営業の範囲に係る下請契約を締結したとき。
 - 九 履行確保法第3条第1項、第5条又は第7条第1項の規定に違反したとき。
- ② 都道府県知事は、その管轄する区域内で建設工事を施工している第3条第1項の許可を受けないで建設業を営む者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該建設業を営む者に対して、必要な指示をすることができる。
- 一 建設工事を適切に施工しなかつたために公衆に危害を及ぼしたとき、又は危害を及ぼすおそれが大であるとき。
 - 二 請負契約に関し著しく不誠実な行為をしたとき。
- ③ 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が第1項各号のいずれかに該当するとき若しくは同項若しくは次項の規定による指示に従わないとき又は建設業を営む者が前項各号のいずれかに該当するとき若しくは同項の規定による指示に従わないときは、その者に対し、1年以内の期間を定めて、その営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。
- ④ 都道府県知事は、国土交通大臣又は他の都道府県知事の許可を受けた建設業者で当該都道府県の区域内において営業を行うものが、当該都道府県の区域内における営業に関し、第1項各号のいずれか

に該当する場合又はこの法律の規定、入札契約適正化法第13条第1項若しくは第2項の規定若しくは履行確保法第3条第6項、第4条第1項、第7条第2項、第8条第1項若しくは第2項若しくは第10条の規定に違反した場合においては、当該建設業者に対して、必要な指示をすることができる。

- ⑤ 都道府県知事は、国土交通大臣又は他の都道府県知事の許可を受けた建設業者で当該都道府県の区域内において営業を行うものが、当該都道府県の区域内における営業に関し、第1項各号のいずれかに該当するとき又は同項若しくは前項の規定による指示に従わないときは、その者に対し、1年以内の期間を定めて、当該営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。
- ⑥ 都道府県知事は、前2項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該建設業者が国土交通大臣の許可を受けたものであるときは国土交通大臣に報告し、当該建設業者が他の都道府県知事の許可を受けたものであるときは当該他の都道府県知事に通知しなければならない。
- ⑦ 国土交通大臣又は都道府県知事は、第1項第1号若しくは第3号に該当する建設業者又は第2項第1号に該当する第3条第1項の許可を受けないで建設業を営む者に対して指示をする場合において、特に必要があると認めるときは、注文者に対しても、適切な措置をとるべきことを勧告することができる。

(第40条)【標識の掲示】

建設業者は、その店舗及び建設工事の現場ごとに、公衆の見易い場所に、国土交通省令の定めるところにより、許可を受けた別表第1の下欄の区分による建設業の名称、一般建設業又は特定建設業の別その他国土交通省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

国官技第70号

国営技第30号

平成13年3月30日

各地方整備局企画部長

営繕部長 あて

大臣官房技術調査課長

大臣官房営繕技術管理室長

施工体制台帳に係る書類の提出について

標記について、別紙要領により実施することにしたので通知する。

なお、「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成7年9月25日付け建設省技調発第182号、平成8年7月1日付け建設省営監発第47号）は廃止する。

(別紙)

施工体制台帳に係る書類の提出に関する実施要領

1. 目的

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び建設業法に基づく適正な施工体制の確保等を図るため、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、施工体制台帳を整備すること等により、的確に建設工事の施工体制の把握をするとともに、請負者の施工体制について、発注者が必要と認めた事項について提出させ、発注者においても的確に施工体制を把握することを目的とする。

2. 対象工事

工事を施工するために、締結した下請契約の代金の額（当該下請が二以上あるときは、それらの請負代金の総額）が3,000万円（建築一式工事においては4,500万円）以上になる工事。

3. 記載すべき内容

- (1) 建設業法第24条の7第1項及び建設業法施行規則第14条の2に掲げる事項
- (2) 安全衛生責任者名、安全衛生推進者名、雇用管理責任者名
- (3) 監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）の顔写真
- (4) 一次下請負人となる警備会社の商号又は名称、現場責任者名、工期

（注1） 提出様式は別紙様式を参考とする。

（注2） 施工体制台帳の作成方法等とは「施工体制台帳の作成等について」（平成13年3月30日付け国総建第84号）を参考とする。

※（注1）、（注2）ともに全建統一様式を参照のこと。

4. 提出手続き

主任監督員は、受注者に対し、施工体制台帳等を作成後、施工体制台帳に係る書類を、工事着手までに提出させるものとする。また、施工体制に変更が生じる場合は、そのつど、提出させるものとする。

5. 提出根拠

- ・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第13条
- ・土木工事共通仕様書 第1編共通編「1-1-13 施工体制台帳」

6. 適用

この要領は、平成13年4月1日以降に発注する工事に適用する。

勞 務 安 全 關 係

原則として、協力会社毎に作成する。

作業員名簿

(平成23年 7月 15日作成)

本書面に記載した内容は、作業員名簿として、安全衛生管理や労働災害発生時の緊急連絡・対応のために元請業者等に提示することについて、記載者本人は同意しています。

作業員を雇用する会社が作成し、一次の会社を通じて元請に提出する。

元請確認欄

現場代理人でもよい。

提出日 平成23年 7月 18日

事業所の名称 八重洲建設株式会社丸の内ビル作業所
所長名 夏川 二郎 殿

一次会社名 大山建設株式会社 (二) 会社名 株式会社山田工務店

番号	ふりがな氏名	職種	※	雇入年月日	生年月日	現住所	(TEL)	最近の健康診断日	血液型	特殊健康診断日	教育・資格・免許			入場年月日
				経験年数	年齢	家族連絡先	(TEL)	血圧		種類	雇入・職長特別教育	技能講習	免許	受入教育実施年月日
1	まじま けんじ 間島 健児	大工	⑧	S45年 6月 10日	S27年 4月 20日	浦安市堀江13××	(0473-56-XXXX)	H23年 4月 18日	A	年月日	雇入時教育 職長教育	玉掛	なし	H23年 7月 20日
				41年	59歳	栃木県塩谷郡藤原町滝×××	(02887-2-XXXX)	116 ~ 79						H23年 7月 20日
2	あきた いちろう 秋田 一郎	型枠工	⑨	S48年 9月 15日	S25年 3月 20日	江東区大島 8-××-× 当社小名木寮	(03-3683-XXXX)	H23年 3月 30日	B	年月日	雇入時教育 建設用リフト	型枠支保工の組立て等作業主任者	なし	H23年 7月 20日
				37年	61歳	秋田県仙北郡田沢町梅沢××	(01875-2-XXXX)	156 ~ 90						H23年 7月 20日
3	ふくしま しろう 福島 四郎	型枠工	⑨	S54年 9月 15日	S32年 6月 8日	江東区大島 8-××-× 当社小名木寮	(03-3683-XXXX)	H23年 3月 30日	AB	年月日	雇入時教育 建設用リフト	型枠支保工の組立て等作業主任者	なし	H23年 7月 20日
				31年	54歳	秋田県仙北郡角館町西長野×××	(01875-2-XXXX)	125 ~ 80						H23年 7月 20日
4	いわて じろう 岩手 二郎	オペレーター		S60年 9月 15日	S35年 12月 7日	江東区大島 8-××-× 当社小名木寮	(03-3683-XXXX)	H23年 3月 30日	O	年月日	雇入時教育	なし	クレーン 運転士	H23年 7月 23日
				25年	50歳	鹿児島県川内市大神字山田×××	(09972-2-XXXX)	120 ~ 73						H23年 7月 23日
5	やまがた しんいち 山形 信一	型枠工	⑩	H21年 6月 15日	H5年 9月 3日	江東区大島 8-××-× 当社小名木寮	(03-3683-XXXX)	H23年 3月 30日	B	年月日	雇入時教育	なし	なし	H23年 7月 23日
				2年	17歳	福島県田村郡小柳町字舟引××	(02476-2-XXXX)	105 ~ 80						H23年 7月 23日
	以下略			年月日	年月日		()	年月日		年月日				年月日

初回の名簿等提出後、新たに入場する作業員については逐次追加記入する。

・年少者(18歳未満)を使用する場合は、元請業者の作業所長は「年齢証明書」を確認する。

・その場合においても、労働基準法及び年少者労働基準規則等の規則により、時間外労働や危険有害業務等の就労は制限される。

・年齢証明書は「住民票記載事項証明書」で充足できる。
[15歳未満]
・年齢証明(戸籍証明書)
・児童の修学に差しつかえないことを証明する学校長の証明書
・親の同意書

・労働基準法第64条及び女性労働基準規則に、坑内労働・妊産婦の就労制限の業務の範囲が規定されている。

・一般健康診断には、雇入時の健康診断と定期健康診断があり、労働安全衛生法第66条(安衛則第43条~45条)に規定されている。
・特定の有害業務(安衛法施行令第22条の業務)に従事する作業員に対し、雇入時、配置替え時及び定期的に特別項目の健康診断を実施しなければならない。
・定期健康診断は就業後1年以内毎に1回受診とし、有害業務従事者は6ヶ月以内毎に1回受診しなければならない。
・健康診断の法定実施期限が過ぎないように管理すること。
・元方事業者は健康状態を確認し、必要な指導を行う。所見有りの場合は、治療、配置替え等行う。
・健康診断に関する秘密の保持(労働安全衛生法第104条)実施に関して知り得た労働者の心身の欠陥その他の秘密を漏らしてはならない。
○平成17年4月1日施行「個人情報の保護に関する法律」に基づき、作業員の健康情報(健康診断の結果、病歴、その他の健康に関する情報)については、適正に取り扱うこと。

受入教育(新規入場時教育)を実施したときに記入する。

・各作業主任者の選任にあたっては、施工する工事の内容を十分勘案して、技能講習修了者(一部免許あり)の中から選任すること。

「作業員名簿」の目的・主旨
・工事開始から竣工までの間、工程に応じた各業者の入退場の際に、作業員の現状を常時把握するために「作業員名簿」を作成して整理しておくことが必要となる。
・「作業員名簿」は特定された法的な規定はないが、災害発生時の緊急連絡先や作業員の健康状態及び教育・資格・免許等の把握等、関係請負人の確認事項であり、リスク管理上必要な書類である。
・元方事業者は作業員の安全衛生に係る教育・資格・免許取得状況を把握するよう、関係請負人に指導し、事前にこれらの事項を通知させ、これを把握しておくことが必要である。

(注) 1. ※印欄には次の記号を入れる。

- ⑧…現場代理人 ⑨…作業主任者 ((注) 2.) ⑩…女性作業員 ⑪…18歳未満の作業員 ⑫…基幹技能者
- ⑬…主任技術者 ⑭…職長 ⑮…安全衛生責任者 ⑯…能力向上教育 ⑰…危険有害業務・再発防止教育

(注) 2. 作業主任者は作業を直接指揮する義務を負うので、同時に施工されている他の現場や、同一現場においても他の作業個所との作業主任者を兼務することは、法的に認められていないので、複数の選任としなければならない。

(注) 3. 経験年数は現在担当している仕事の経験年数を記入する。

(注) 4. 各社別に作成するのが原則であるが、リース機械等の運転者は一緒でもよい。

(注) 5. 資格・免許等の写しを添付すること。

社会保険加入状況

(平成23年7月15日作成)

事業所の名称 八重洲建設株式会社丸の内ビル作業所所長名 夏川 二郎 殿一次
会社名 大山建設株式会社 ㊞(二次)
会社名 株式会社山田工務店 ㊞

番号	ふりがな 氏名	社会保険		
		健康保険	年金保険	雇用保険
1	まじま けんじ	〇〇健康保険組合	厚生年金	
	間 島 健 児	××××		×××-×
2	あきた いちろう	〇〇健康保険組合	厚生年金	
	秋 田 一 郎	××××		×××-×
3	ふくしま しろう	〇〇健康保険組合	厚生年金	
	福 島 四 郎	××××		×××-×
4	いわて じろう	〇〇健康保険組合	厚生年金	
	岩 手 二 郎	××××		×××-×
5	やまがた しんいち	〇〇健康保険組合	厚生年金	
	山 形 信 一	××××		×××-×
	以下略			

(注) 個人情報保護の観点から、被保険者番号等は本人の同意を得たうえで記載する。

(記入要領)

- 健康保険欄には、上段に健康保険の名称（健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険）を、下段に健康保険被保険者証の番号の下4桁（番号が4桁以下の場合は、当該番号）を記載する。なお、上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、上段に「適用除外」と記載する。
- 年金保険欄には、上段に年金保険の名称（厚生年金、国民年金等）を、各年金の受給者である場合は、上段に「受給者」と記載する。
- 雇用保険欄には、下段に被保険者番号の下4桁（日雇労働被保険者の場合は、上段に「日雇保険」と）を、事業主である等により雇用保険の適用除外である場合は、上段に「適用除外」と記載する。

事業所の名称 八重洲建設株式会社丸の内ビル作業所

会社名 大山建設株式会社

所長名 夏川 二郎 殿

代表者名 取締役社長 大山 一郎 ㊟

平成 23 年 4 月 1 日 作成

この欄には、安全衛生方針として、自社における安全衛生水準の向上を図るための安全衛生に関する基本的な考え方、姿勢等を示す。

平成23年度（23年4月～24年3月）安全衛生計画書

安全衛生方針	<ul style="list-style-type: none"> 労働安全衛生関係法令及び当社の安全衛生管理規程を遵守する。 リスクアセスメントを実施し、低減対策を実施する。 全従業員への安全衛生教育を徹底する。 	<ul style="list-style-type: none"> 全従業員の協力のもとに安全衛生管理活動を実施する。 設備・機械の安全化を図るとともに、快適な職場環境の形成を促進する。
安全衛生目標	<ul style="list-style-type: none"> 死亡災害・公衆災害をゼロとする。 安全衛生の達成率を80%以上とする。 	この欄には、安全衛生目標として、特定した危険・有害要因に対しての実施事項を踏まえ、安全衛生方針に基づき、期間内の到達点を示す。

安全衛生上の課題及び特定した危険性又は有害性		この欄には、安全衛生計画として、危険・有害要因等を踏まえ、期間内に安全衛生目標を達成するための具体的な実施事項、日程等を示す。
<ul style="list-style-type: none"> 作業手順書によるリスクアセスメント及び低減対策の実施が十分でなかった。 安全衛生パトロールによる指摘事項の改善が展開されていなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 教育が計画通りに行われていなかった。 足場からの墜落による休業災害が発生した。 	

安全衛生計画								
重点施策	実施事項	管理目標 (管理点)	実施担当	実施スケジュールと評価スケジュール				実施上の留意点
				4月～6月	7月～9月	10月～11月	1月～3月	
安全衛生教育の計画的実施	①送り出し教育の実施 ②CFT教育の実施	現場配置の全従業員・回数 職長・実務者・回数	安全管理部長	①→5月	②→7月	①→11月		作業手順の遵守を指導 詳細は、実施計画による
リスクアセスメントの推進	作業手順書によるリスクアセスメント及び対策の実施	工事開始前80%	工事部長 安全部長 職長					丁寧な見積り評価と合理的な対策
安全衛生パトロールの実施	①安全パトロールの強化による不安全状態、不安全行動の排除 ②指摘事項及び改善内容の展開	協議会時	安全部長					リスクアセスメントの実施状況確認 安全ルール遵守指導
この欄には、安全衛生計画のうち、施工する工事において作業所に取り組みせる、危険・有害要因等を踏まえ、期間内の安全衛生目標を達成するための具体的な重点施策、実施事項を示す。				作業所共通の重点施策・実施事項				

重点対策	実施事項	重点対策	実施事項
墜落災害防止措置の徹底	<ul style="list-style-type: none"> 脚立足場の安全使用 開口部の養生 安全帯の使用 	車両系建設機械災害防止措置の徹底	<ul style="list-style-type: none"> 用途外使用の禁止 旋回・走行範囲立入禁止、誘導による走行 グーバー合図の徹底
作業中の安全衛生管理活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 現地KYの「私たちはこうする」を守る 作業手順書の低減対策の遵守 作業開始前、作業中に安全確認を行う 	移動式クレーン災害防止措置の徹底	<ul style="list-style-type: none"> アウトリガーの最大張出し

安全衛生行事			
4月	・社内安全協議会（/15）	10月	・全国衛生週間（/1～/7）
5月		11月	・定期健康診断（/〇）
6月	・全国安全週間準備月間（/1～/30）	12月	・年末年始労働災害防止期間（12/1～1/15）
7月	・全国安全週間（/1～/7） ・熱中症予防月間	1月	
8月	・熱中症予防月間	2月	・（元請）〇〇建設安全大会（/〇）に参加
9月	・全国衛生週間準備月間（/1～/30）	3月	・年度末労働災害防止強調月間（/1～/31）

安全衛生管理体制		
管理者区分	役職名	氏名
安全衛生担当役員	副社長	大山 二郎
雇用管理責任者	総務部長	鈴木 四郎
総括安全衛生管理者	〃	鈴木 四郎
安全管理者	安全部長	山下 次郎
衛生管理者	〃	〃
安全衛生推進者	安全衛生課長	谷口 六郎
工事担当責任者	工事部長	山本 五郎
<摘要>	<ul style="list-style-type: none"> 常時100人以上の労働者を使用するとき → 総括安全衛生管理者を選任 常時50人以上の労働者を使用するとき → 安全管理者、衛生管理者、産業医を選任 常時10人以上50人未満の労働者を使用するとき → 安全衛生推進者（又は衛生推進者）を選任 	

特記事項	
------	--

注1) この書式は参考書式なので、自社が定めた書式を使うことで、差し支えありません。
 注2) 労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針を参考にしてください。

元請
確認欄

事業所の名称 八重洲建設株式会社丸の内ビル作業所

会社名 大山建設株式会社

所長名 夏川 二郎 殿

現場代理人 中島 明 (印)

(現場責任者)

平成 23 年 7 月 8 日 作成

この欄には、工事安全衛生方針として、施工する工事の安全衛生を確保するための、基本的な考え方を示す。

この欄には、工事安全衛生目標として、工事安全衛生方針に基づいて、施工する工事の工事期間において、確保すべき実施事項の安全衛生の水準を示す。

工事安全衛生計画書

この欄には、施工する工事で実施する安全施工サイクルに関する各種の日常の安全衛生活動を示す。

工事安全衛生方針	<ul style="list-style-type: none"> ・当社及び作業所の安全衛生ルールを遵守 ・特定した危険有害要因に対しての実施事項(除去・低減策)の実施 ・作業開始前、作業中の安全状態の指差し確認
工事安全衛生目標	<ul style="list-style-type: none"> ・墜落危険作業では安全帯を使用(使用率 100%)する。 ・移動式クレーン災害ゼロの実現のため、移動式クレーンの旋回範囲への立入禁止、アウトリガーの張出し、適正な玉掛けを徹底する。 ・KY活動における「私たちはこうする」を全員で遵守し、不安全行動を排除する。

工種	工種別工事期間			日常の安全衛生活動
	7月1・2週	7月3・4週	8月1・2・3週	
足場組立て工事	←→	←→	←→	<ul style="list-style-type: none"> ・安全ミーティング ・KYK ・作業中の指揮・監督 ・安全工程打合せ会 ・終業時片付け ・作業終了報告
鉄筋組立て工事	←→	←→	←→	
	←→	←→	←→	
	←→	←→	←→	
<p>この欄には、工事(作業)の種別と工事(作業)予定の期間を示す。</p> <p>この欄には、施工する工事に必要とする主要な資機材、保護具、資格を示す。</p>				
資機材・保護具・資格の区分/その種類				
主な使用機械設備	積載型移動式クレーン、鉄筋切断機、鉄筋曲げ機			
主な使用機器・工具	ハンマ、ラチェット、玉掛ワイヤロープ、手ハッカー			
主な使用資材	枠組み足場材、鉄筋、結束番線			
使用保護具	保護帽、安全帯、安全靴、手袋(軍手・革)			
有資格者・配置予定者	移動式クレーン運転免許者、玉掛技能講習修了者、合図者、鉄筋組立て作業指揮者(職長)			

1. 危険性又は有害性の特定		2. リスクの見積り				3. リスク低減措置内容の検討	
作業区分	予測される災害(危険性又は有害性)	可能性(度合)	重大性(重篤度)	見積り	リスクレベル	リスク低減措置	
移動式クレーンの設置	クレーンの設置場所の地盤状態が悪く、クレーンが転倒する。	2	2	4	③	① 設置地盤に凸凹、傾斜等がある場合は、地盤を整地するか角材等により水平にする。 ② 地耐力不足の場合は、地盤改良、敷き鉄板等で補強する。	
	アウトリガーの張り出しが不十分のため、転倒する。	3	2	5	④	① アウトリガーをすべて張り出すこと。 ② モーメントリミッターの自動停止装置機能は解除しない。	
移動式クレーン作業	ブームが高圧線に接近しすぎ、又は接触して玉掛け者等が感電に巻き込まれる。	2	3	5	④	① ブームと高圧線との隔離距離を保つ。 ② 電線の防護を行う。 ③ 吊り荷の移動経路に電線等の障害物がないかを確認する。	
	合図が伝わらずに、ブームが足場に接触する。	2	2	4	③	① 合図が見えにくい場合は、無線を使用する。	
	立ち入り禁止措置が行われていないため、旋回した時、カウンターウエイトに挟まれる。	3	3	6	⑤	① クレーンの周囲を立ち入り禁止とする。 ② 安全衛生教育を徹底する。 ③ 旋回時にブザーが鳴るクレーンを使用する。	
玉掛け作業	玉掛けワイヤを掛ける時、荷が荷崩れし、荷に挟まれる。	2	1	3	②	① 吊り荷の間に指を入れない。 ② 吊り荷が動かない状態を確認する。	
	荷の重心の取り方が悪く、荷ぶれを起こし、荷が激突する。	2	2	4	③	① 吊り荷の重心は2方向から目視し、玉掛けワイヤは2本吊り、吊り角度は60度以内で玉掛けする。 ② 地切りは20~30cm巻き上げ、荷の重心、ワイヤの掛かり具合を点検する。	
	重量目測違いで玉掛けワイヤが切断し、荷が落下して下敷きになる。	3	3	6	⑤	① 吊り荷の目測重量が不明な場合は、職長又は元請社員に確認し、重量の6倍以上の吊り能力を有するワイヤを使用する。 ② 1トン以上の吊り荷には、事前に重量を表示する。 ③ 吊り荷には介錯ロープを付け、荷の誘導は吊り荷から3m以上離れ介錯ロープで誘導する。 ④ 吊り荷が通過する旋回範囲から全ての作業者を退避させる。	

この欄には、自社の各級管理者の職名・氏名を示す。

この欄には、再下請会社の工事関係者の職名・氏名・次数・再下請会社名を示す。

自社の各級管理者		再下請会社の関係者の職名・氏名・会社名等		
職名	氏名	職名	氏名	再下請会社名
安全衛生担当責任者	鈴木 四郎	職長兼オペレーター	間島 健児	二次
工事担当責任者	山本 五郎			次
現場代理人	中島 明			次
安全衛生責任者	〃			次
職長	大沢 常男			次
				次

この欄には、元請工事業者に提出する書類名をチェックし、その書類を別途、提出します。これ以外の書類があれば適宜、その書類名を記載し、別途提出します。

元請工事業者提出書類一覧				注) □は、レ点でチェック。
<input checked="" type="checkbox"/> 再下請負通知書	<input checked="" type="checkbox"/> 下請業者編成表	<input checked="" type="checkbox"/> 作業員名簿	<input type="checkbox"/> 持込機械等()使用届	
<input checked="" type="checkbox"/> 持込機械等(移動式クレーン)使用届	<input type="checkbox"/> 持込機械等(車両系建設機械)使用届	<input type="checkbox"/> 持込機械等(電動工具)使用届	<input type="checkbox"/> 持込機械等(電気溶接機)使用届	
<input type="checkbox"/> 工事用車両届	<input type="checkbox"/> 危険物・有害物持込使用届	<input type="checkbox"/> 火気使用届	<input type="checkbox"/>	
<input checked="" type="checkbox"/> 送出し教育実施報告書	<input checked="" type="checkbox"/> 新規入場時教育実施報告書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<input checked="" type="checkbox"/> (移動式クレーン) 作業計画書	<input type="checkbox"/> () 作業計画書	<input checked="" type="checkbox"/> (足場組立・解体) 作業手順書	<input checked="" type="checkbox"/> (鉄筋組立て) 作業手順書	
<input checked="" type="checkbox"/> 安全衛生計画書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

見積り基準を基にした危険性の評価

重篤度 可能性の度合	1 軽 微 (不休災害)	2 重 大 (休業災害)	3 極めて重大 (死亡・障害)
1 ほとんどない (注意しなくてもほとんど 負傷しない)	2 (問題は少ない)	3 (多少問題がある)	4 (かなり問題がある)
2 可能性がある (注意していないと負傷す る)	3 (多少問題がある)	4 (かなり問題がある)	5 (重大な問題がある)
3 極めて高い (よほど注意がないと負 傷する)	4 (かなり問題がある)	5 (重大な問題がある)	6 (直ちに解決すべき 問題がある)

危険性又は有害性の評価と優先度の判定基準 (例)

危険性の見積り	評 価	優先度 (リスクレベル)	判 定
6	直ちに解決すべき問題がある	5	即座に対策が必要
5	重大な問題がある	4	抜本的対策が必要
4	かなり問題がある	3	何らかの対策が必要
3	多少問題がある	2	現時点では必要なし
2	問題は少ない	1	対策の必要なし

平成 23 年 7 月 20 日

新規入場時等教育実施報告書

事業所の名称 八重洲建設株式会社丸の内ビル作業所

所 長 名 夏 川 二 郎 殿

提出時に、必ず年月日を記入すること。

事業の名称は作業所名を書き、所長名は間違いのないようにしてください。

会社名 株式会社 山田工務店

教育の種類に○をつけてください。

現場代理人
(現場責任者) 間 島 健 児 (印)

項 目	摘 要
教育の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規入場時 ・ 雇入時 ・ 送り出し時
実施日時	23 年 7 月 20 日 8 時 ~ 9 時 (1 時間)
実施場所	作業所会議室
教育方法	講義、スライド
教育内容	1. 作業所の概要と規則について 2. 保護具の使用について 3. 機械の取扱い及び点検について 4. 作業の内容について 5. 緊急時の連絡、応急処置について
講 師	株式会社 山田工務店 加藤 安全衛生推進者 青木 総務部長
受講者氏名 (受講者に氏名を自筆させること)	間 島 健 児
	秋 田 一 郎
	福 島 四 郎
	岩 手 二 郎
	山 形 信 一
資 料	新規入場者の安全管理の手引 スライド「安全帯を使用しよう！」

教育内容は、書ききれない場合に、「別紙添付のとおり」として資料を添付すること。

(注) 新規入場者調査票が作成される場合は本様式の提出は不要

新規入場者教育は、安衛法59条の2項にある「作業内容の変更時の教育」に基づき、事業者（協力会社各社）が、自社の労働者に対して行うとされています。元方は、安衛則638条により、当該教育を行う場所と資料の提供をいわれています。

新規入場者調査票

新規入場日 24年8月20日

(八重洲建設株式会社丸の内ビル工事作業所)

元請 確認欄	
-----------	--

下記調査票の個人情報については、安全衛生管理及び緊急時の連絡・対応のために使用いたします。また、当社において厳重に管理し、法令に定める場合を除き、第三者には提供いたしません。不要となった時は、責任を持って処分いたします。

ふりがな 氏名	やま なか りゅう じ 山中 隆二	生年月日	昭和30年7月2日(56)歳	血液型	AB型
現住所	神奈川県相模原市富士見が丘2-1-△△△ TEL 042(755-xxxx)				
緊急連絡先					
氏名	続柄	電話番号	現住所		
山中太郎	父	2887 (3-xxxx)	栃木県塩谷郡藤原町滝△△△		
〈あなたが働いている会社との関係〉					
事業者名	(一次) 大山建設株	雇用年月日	昭和49年6月10日		
所属会社	山山下組	二次協力会社でも三次協力会社でも所属の会社名を記載します。			
雇用契約書	1. 取り交わし済み	2. 未だ	職種	型枠工	
(アンケートにお答え下さい)					
・あなたは一人親方・中小事業主ですか	1. はい		2. いいえ		
1. に○を付けた方は、労災保険に特別加入していますか。	1. している		2. 未加入		
・あなたは建設現場で働きはじめてどのくらいになりますか。	1. 1年以内		2. 1~3年		3. 3年以上
・あなたは健康診断を受けましたか。	1. 受けた(H23年4月)		2. 受けていない		
・あなたの最近の健康状態はどうですか。	1. よい		2. まあまあである		3. あまりよくない
・この現場へ来る前に事業主から送り出し教育を受けてきましたか。	1. はい		2. いいえ		
〈資格について〉					
技能講習 (作業主任者・作業者)	<input type="checkbox"/> ガス溶接	<input type="checkbox"/> 玉掛け	<input type="checkbox"/> コンクリート破砕器	<input type="checkbox"/> 地山の掘削	<input type="checkbox"/> 石綿
	<input type="checkbox"/> 有機溶剤	<input checked="" type="checkbox"/> 型枠支保工の組立て等	<input type="checkbox"/> 足場の組立て等	<input type="checkbox"/> ボイラー取扱	
	<input type="checkbox"/> コンクリート造の工作物の解体等	<input checked="" type="checkbox"/> 酸素欠乏危険	<input type="checkbox"/> その他()		
技能講習 (運転士)	<input type="checkbox"/> 1t以上5t未満の移動式クレーン	<input type="checkbox"/> 3t以上の車両系建設機械			
	<input type="checkbox"/> 3t以上の自走する基礎工専用機械	<input type="checkbox"/> 3t以上の解体用機械			
	<input type="checkbox"/> 1t以上の不整地運搬車	<input type="checkbox"/> 10m以上の高所作業車			
	<input type="checkbox"/> 1t以上のフォークリフト	<input type="checkbox"/> 1t以上のショベルローダー			
	<input type="checkbox"/> その他()				
特別教育 (運転者・作業者)	<input type="checkbox"/> 酸素欠乏危険作業	<input type="checkbox"/> 3t未満の車両系建設機械	<input type="checkbox"/> 3t未満の自走しない基礎工専用機械		
	<input type="checkbox"/> ローラー	<input type="checkbox"/> コンクリート打設用車両系建設機械	<input type="checkbox"/> 3t未満の解体用機械		
	<input type="checkbox"/> 不整地運搬車(1t未満)	<input type="checkbox"/> 10m未満の高所作業車	<input type="checkbox"/> ボーリングマシン		
	<input type="checkbox"/> フォークリフト(1t未満)	<input type="checkbox"/> ショベルローダー(1t未満)	<input type="checkbox"/> 巻上げ機		
	<input type="checkbox"/> 建設用リフト	<input type="checkbox"/> 1t未満の玉掛け	<input type="checkbox"/> ゴンドラ		
	<input checked="" type="checkbox"/> アーク溶接等	<input checked="" type="checkbox"/> 研削といしの取替え等	<input checked="" type="checkbox"/> 電気取扱		
	<input type="checkbox"/> その他()				

一人親方、事業主又は事業主の家族労働者は「労働者」と定義されず、当社の労災保険を使えません。

☆誓約書

- ・私は、上記の現場で新規入場者教育を受けました。
- ・作業所の遵守事項や安全基準を遵守し、自分の身を守り、また周囲の人の安全にも気を配り作業します。
- ・どんな小さなケガでも必ず、当日に報告します。危険箇所や有害箇所を発見したときは、直ちに安全衛生責任者若しくは、元請職員等に連絡します。
- ・個人情報の取扱いについて、了承しました。

回答者自筆サイン 山中 隆二 (印)

『新規入場時等教育実施報告書』の目的・主旨

当様式第7号を提出する目的は、下請業者の作業員が所定の安全衛生教育を受け、現場に入場させることを元請業者に報告するために提出するものである。

なお、安全衛生教育を実施するにあたり、「元請業者は教育を行う為の施設、資料の提供を行わなければならない」ことが労働安全衛生法で定められている。【第30条のとおり】

下請業者の作業員に対する安全衛生教育は、労働安全衛生法において個々の事業者の責任である。

○雇入時の教育、作業内容変更時の教育及び危険有害業務に従事する者の特別教育

【労働安全衛生法 第59条のとおり】

○職長等常時現場にあって部下を直接指揮監督する者の教育【労働安全衛生法 第60条のとおり】

※以下に特定元方事業者の講ずべき処置、請負人の講ずべき処置、雇い入れ時等の教育を示した。

【労働安全衛生法 第30条】（特定元方事業者等の講ずべき措置）

特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、次の事項に関する必要な措置を講じなければならない。

一、二、三 省略

四 関係請負人が行う労働者の安全又は衛生のための教育に対する指導及び援助を行うこと。

五 省略

六 前各号に掲げるもののほか、当該労働災害を防止するため必要な事項

【労働安全衛生規則 第638条】（教育に対する指導及び援助）

特定元方事業者は、法第30条第1項第4号の教育に対する指導及び援助については、当該教育を行なう場所の提供、当該教育に使用する資料の提供等の措置を講じなければならない。

【労働安全衛生法 第32条】（請負人の講ずべき措置等）

第30条第1項又は第4項の場合において、同条第1項に規定する措置を講ずべき事業者以外の請負人で、当該仕事を自ら行うものは、これらの規定により講ぜられる措置に応じて、必要な措置を講じなければならない。

2項以下省略

【労働安全衛生規則 第35条】（雇い入れ時等の教育）

事業者は、労働者を雇い入れ、又は労働者の作業内容を変更したときは、当該労働者に対し、遅滞なく、次の事項のうち当該労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のため必要な事項について、教育を行なわなければならない。ただし、令第2条第3号に掲げる業種の事業場の労働者については、第1号から第4号までの事項についての教育を省略することができる。

一 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること。

二 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること。

三 作業手順に関すること。

四 作業開始時の点検に関すること。

五 当該業務に関して発生のおそれのある疾病の原因及び予防に関すること。

六 整理、整頓及び清潔の保持に関すること。

七 事故時等における応急措置及び退避に関すること。

八 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

2 事業者は、前項各号に掲げる事項の全部又は一部に関し十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該事項についての教育を省略することができる。

【参考】「新規入場時教育」と「送り出し教育」

・「送り出し教育」は、法律に規定されていないわけではないが、労働安全衛生法に定められた作業内容変更時の教育にあたり、事業者が作業員を新規現場に送り出す前の現場の状況を予知し、「新規入場時教育」の前に潜在している危険の芽を把握することができる。

・「送り出し教育」を実施することにより、「新規入場時教育」の内容を簡略化でき、現場における教育時間が短縮され、職長が現場を離れる時間を短縮することができる。

作業間連絡調整書

作業打ち合せ・安全衛生指示書《作業間連絡調整》				統括安責者 (作業所長)	夏川	元方 安全	田辺	記録者	佐藤	安全当番		佐藤
打合日：平成 23 年 7 月 27 日 (水曜日)		月間重点安全衛生実施事項			週間重点安全衛生実施事項			確認点検欄				
実作業日：平成 23 年 7 月 28 日 (木曜日)												
協力業者会社名	職種	作業員 人数	危険作業の名称、及び各 種免許・資格の名称 (下 記、資格番号でも可)	作業内容	<危険予測> 安全衛生・品質・環境指示事項	職長 確認	実施の確認		<計画と実施、施設・行動等に対する> 是正指示・指導・処置	是正 確認日	確認者	
							良	否				確認者
大山建設株	型枠	10	③	3階壁型枠組立	立馬からの墜落防止のこと、カ	中島	×	佐藤	立馬は水平に設置すること	7.28	佐藤	
加納鉄筋	鉄筋	8	⑬	材料搬入及び3階床配筋	オ、カ	富山	○	佐藤				
山村土建	土工	4	① ⑨	南棟掘削作業	立入禁止の措置を行うこと	山村	○	佐藤				
KY警備	ガード マン	1		車両出入誘導	第三者優先誘導	加藤	○	佐藤				
朝礼時、周知・指示事項及び混在作業・調整事項				行事・パトロール・搬入・その他		統責者・巡視記録			是正処理・報告		確認者	
1. クレーン下の立入禁止				鉄筋搬入		時刻：	内容：					
2. 掘削作業時の立入禁止						時刻：	内容：					
3. 掘削作業時の作業主任者直接指導						時刻：	内容：					
4. 第三者優先誘導 (安全確認)						時刻：	内容：					
						時刻：	内容：					
						時刻：	内容：					
						時刻：	内容：					

安全指示事項

ア、正しい服装・保護具の完全着用。イ、安全通路の確保をすること。ウ、KYKミーティングの実施。
 エ、作業終了時の後片付を行うこと。オ、玉掛け作業は有資格者が行うこと。カ、吊り荷の下には入らないこと。
 キ、電動工具の持込許可を受けること。ク、上下作業は禁止すること。ケ、高所作業は安全帯を使用すること。
 コ、脚立足場は2枚重とゴムバンドを結束して使用すること。

資格略号抜粋

① 地山の掘削 ② 土止め保工 ③ 型枠支保工 ④ 足場の組立等 ⑤ 鉄骨の組立等 ⑥ コンクリート工作物解体 ⑦ 有機溶剤作業
 ⑧ 玉掛け ⑨ 車両系建設機械 ⑩ ショベルローダー、フォークリフト ⑪ 不整地運搬車 ⑫ 高所作業車 ⑬ 移動式クレーン ⑭ 床
 上操作式クレーン ⑮ コンクリート解体用ブレーカー ⑯ コンクリート打設用車両系建設機械 ⑰ アーク溶接等 ⑱ ガス溶接 ⑲ 研
 削・といしの取替え等 ⑳ ウインチ操作 ㉑ 石綿

***記入上の注意**

- ①同一協力会社で作業場所、作業内容が著しく異なる場合は、各々区分の上記入する。
- ②安全当番は、該当する作業に対し、安全衛生指示事項を記入すること。
- ③作業・安全衛生指示書は、記入を終えたらコピーして協力会社に必ず配布する。
- ④統括安全衛生責任者が不在の場合、指名を受けた代理人が責務を代行する。

【統括安全衛生責任者代行任命書】

田辺

殿

統括安全衛生責任者としての職・責務代行を上記の者に委任する。

委任期間：自 平成 23 年 7 月 29 日 8 時から
 至 平成 23 年 7 月 29 日 17 時まで

平成 23 年 7 月 28 日

統括安全衛生責任者 夏川

※上記の期間、統括安全衛生責任者としての職・責務を代行します。

平成 23 年 7 月 28 日

田辺

『作業間連絡調整書』の目的及び主旨

建設工事は多くの下請業者が混在作業を行っており、工事の進捗に伴い作業内容、作業状況、危険個所が日々変化している。

このような工事の労働災害を防止するためには、下請業者相互の連絡を密にして、全ての関係請負人が常に工事の危険個所等の状況を把握し、作業間の調整を図る必要がある。

そのため、作業工程打合せに基づいて、作業内容、作業上の留意点、元請指導事項等の確認と後次請負人への周知を行わせるために「作業間連絡調整書」が必要となる。

(統括安全衛生責任者)

安衛法第15条

特定元方事業者は関係請負人の労働者の混在作業によつて生ずる労働災害を防止するため、統括安全衛生責任者を選任し、第30条第1項（作業間の連絡調整ほか）を統括管理させなければならない。

(安全衛生責任者)

安衛法第16条

統括安全衛生責任者を選任すべき現場では、全ての関係請負人（下請業者）は、安全衛生責任者を選任し、「安全衛生責任者の職務」を行わせなければならない。

(安全衛生責任者の職務)

安衛則第19条

安衛法第16条第1項の厚生労働省令で定める事項は次のとおりとする。

- 一 統括安全衛生責任者との連絡
- 二 統括安全衛生責任者から連絡を受けた事項の関係者への周知
- 三 統括安全衛生責任者からの連絡事項の実施についての管理
- 四 関係請負人が作成する作業計画と、特定元方事業者が作成する計画との整合性を図るための統括安全衛生責任者との調整
- 五 混在作業による危険の有無の確認
- 六 仕事の一部を再下請させる場合は、後次請負人の安全衛生責任者との連絡及び調整

(特定元方事業者の講ずべき措置)

安衛法第30条

特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、次の事項に関する必要な措置を講じなければならない。

- 二 作業間の連絡及び調整を行うこと。

(作業間の連絡及び調整)

安衛則第636条

特定元方事業者は、法第30条第1項第2号の作業間の連絡及び調整については、随時、特定元方事業者と関係請負人との間及び関係請負人相互間における連絡及び調整を行なわなければならない。

安全ミーティング報告書

危険予知活動のマンネリ化防止のため、災害事例・ヒヤリハット事例の活用、現地KYの実施等が有効である。

一次請負会社名	大山建設㈱	元請確認欄		
		統責者	元管者	工事担当者
施工会社名	㈱山田工務店			
職長氏名	間島健児			

打合せ日 平成23年8月10日(水)

作業日(いつ)	作業場所(どこで…)	作業内容(なにを…)	作業方法(どのようにして…設備・機材を使用して)	作業人員	
				予定	実施
8	10	荷降し場所	鉄筋の荷降し、荷揚げ	2	2
		2階スラブ	梁筋の組立て	6	6
作業に必要な資格及び配置		作業主任者	玉掛者	○○○○	
		作業指揮者	合図者		

元請からの連絡調整事項	1. 吊り荷の下に人を立ち入らせないこと	リスクアセスメントの結果を作業打合せに活かせるようにする。
	2. 安全衛生責任者(職長)は、安全帯の使用を確認すること	
	3. 安全衛生責任者(職長)は、鉄筋の荷揚げ場所の確認と置き方を指示すること	

リスクアセスメント作業手順書の内容を確認して記入の事(判定が<5>、<4>=>最優先の対策実施判定が<3>=>優先的対策実施のこと)

実施したリスクアセスメント	予定作業に対して「～するとき、～になる。」と記載する	重篤度	可能性	評価点	評価	危険に対してこのようにする(リスク低減措置)	重篤度	可能性	評価点	評価	実施の確認
①	荷揚げ作業中、床の端から墜落する	3	3	6	5	手すりの先行設置を確認する	2	1	3	2	✓
②	移動時に開口部から墜落する	3	1	4	3	開口部周りでは背を向けて作業しない	3	1	4	3	✓
③	運搬時に転落する	3	2	5	4	長尺物は2人1組で運搬する	2	1	3	2	✓
④											
⑤											

リスクの見積り経過を示すことにより、リスク低減措置の効果を実行を行う者に伝えることができる。

職長の確認事項	高齢者、年少者 特別指示	高所作業禁止
	作業場所<作業床・手すり・通路(開口部養生、立入禁止措置・その他())>の確認を【した、しない】 足場の作業前の点検(手摺、中さん、幅木)について、異常が【あった、なかった】異常があったとき修理【した、しない】	
	体調不良者<寝不足・顔色(目の玉、て日酔い・病気等)>の確認を【した、しない】	

重篤度の見積り基準		可能性の見積り基準		危険性又は有害性の評価と危険度の判断基準		
受傷程度の重篤度の見積り基準	点数	災害発生の可能性の見積り基準	点数	評価点の見積り	評価	判定
極めて重大(死亡・障害)	3	極めて高い(よほど注意がないと負傷する)	3	3+3	6 => 直ちに解決すべき問題がある	5 即座に対策が必要
重大(休業災害)	2	可能性がある(注意していないと負傷する)	2	3+2、2+3	5 => 重大な問題がある	4 抜本的対策が必要
軽微(不欠災害)	1	ほとんどない(注意しなくてもほとんど負傷しない)	1	2+2、1+3、3+1	4 => かなり問題がある	3 何らかの対策が必要
				1+2、2+1	3 => 多少問題がある	2 現時点では必要なし
				1+1	2 => 問題少ない	1 対策の必要なし

本日の作業を安全に終了しました
氏名 _____

抹消する。

移動式クレーン等
車両系建設機械

使用届

現場代理人でもよい。

持込会社の現場代理人(現場責任者)でもよい。

事業所の名称 八重洲建設株内の内ビル作業所
所長名 夏川二郎 殿

一次会社名 大山建設株
持込会社名 (二次) 株山田工務店
代表者名 間島健児
電話 03-0341-xxxx

このたび、下記機械等を裏面の点検表により、点検整備のうえ持込・使用しますので、お届けします。
なお、使用に際しては関係法令に定められた事項を遵守します。

使用会社名		代表者名	
株式会社 山下組 (三次)		山下三郎	
公証性能を記入、例えば移動式クレーンの場合、最大吊り上げ荷重、作業半径を記入			
機械の呼称名を記入	名称	メーカー	規格・性能
移動式クレーン	中央区重機株	25トン×10m	使用会社の現場代理人でもよい。
持込年月日	H23年7月20日	使用場所	型枠組立現場
搬出予定年月日	H23年10月31日	持込会社の管理番号を記入	自社・リース
運転者(取扱者)	氏名	資格の種類	
クレーン高所作業車等の年次検査日を記入	(正) 品川五郎	大型1種、移動式クレーン免許	
	(副) 大崎六郎	大型1種、移動式クレーン免許	
自有主効検査限	年次	移動式クレーン等の性能検査有効期限	自動車検査証有効期限
定期	H22年11月20日	H23年11月30日	H23年11月30日
特定期	H23年6月20日		
車両系建設機械フォークリフト等について記入	加入額	対人	100,000千円
任意保険	対物	搭乗者	10,000千円
		その他	車両5,000千円
有効期限			H23年11月30日
接触防止措置等	セーフティセンサーを取り付ける		
機械等の特性・その他その使用上注意すべき事項	[機械貸与会社から使用会社に対するメッセージ(機械貸与会社記入)] ・アウトリガーは全張出しとし、ピンを入れて下さい。 ・吊り荷の荷重を計測する場合は、エンジンをふかさず、ゆっくり巻き上げメーターを読んで下さい。 ・吊り上げる反対の方向で操作して下さい。 ・AMLキーは作業所長に預けて下さい。		
機械の貸与会社が、安全作業上注意すべき事項を記入	元請受付番号業者記入不要		
	受付番号を確認したサイン又は印		
元請確認欄	受付番号	受付確認者	
担当者	3	H23年7月19日 山田	

持込時の点検表

所有会社の出庫責任者でもよい。

所有会社名		代表者名	
品川リース株		品川次郎	
移動式クレーン等		車両系建設機械等	
点検事項	点検結果	点検事項	点検結果
A クレーン部(上部旋回体)	安全装置	巻過防止装置	✓
		過負荷防止装置	✓
		フックのはずれ止め	✓
		起伏制御装置	✓
		旋回警報装置	✓
	制御装置・作業装置	主巻・補巻	✓
		起伏・旋回	✓
		クラッチ	✓
		ブレーキ・ロック	✓
		ジブ	✓
	その他	滑車	✓
		フック・バケット	✓
		ワイヤロープ・チェーン	✓
		玉掛用具	✓
		操作装置	✓
B 車両部(下部走行体)	走行部	性能表示	✓
		照明	✓
		ブレーキ	✓
		クラッチ	✓
		ハンド	✓
	安全装置等	タイヤ	✓
		クローラ	✓
		警報装置	✓
		各種ミラー	✓
		方向指示器	✓
F 走行部	前後照灯	✓	
	左折プロテクター	✓	
	アウトリガー	✓	
	昇降装置	✓	
	ベッセル	✓	
G 電気装置	後方監視装置	✓	
	配電盤	✓	
	配線	✓	
	絶縁	✓	
	アース	✓	
C ゴンドラ	H その他	突りょう	
		作業床	
		昇降装置	
		電気装置	
		ワイヤ・ライフライン	
(a) 点検日	H23.7.17	点検者	品川五郎
(b) 点検日		点検者	

- 機械名
- クレーン
 - 移動式クレーン
 - デリック
 - エレベーター
 - 建設用リフト
 - 高所作業車
 - ゴンドラ
 - ブル・ドーザー
 - モーター・グレーダー
 - トラクターショベル
 - ザリ積機
 - スクレーパー
 - スクレープ・ドーザー
 - パワー・ショベル
 - ドラグ・ショベル(油圧ショベル)
 - ドラグライン
 - クラムシェル
 - バケット掘削機
 - トレンチャー
 - コンクリート圧砕機
 - くい打機
 - くい抜機
 - アース・ドリル
 - リバー・サーキュレーション・ドリル
 - せん孔機
 - アース・オーガー
 - ベーパー・ドレン・マシン
 - 地下連続壁施工機械
 - ローラー
 - クロラドリル
 - ドリルジャンボ
 - ロードヘッダー
 - アスファルトフィニッシャー
 - スタビライザ
 - ロードプレーナ
 - ロードカッター
 - コンクリート吹付機
 - ボーリングマシン
 - 重ダンプトラック
 - ダンプトラック
 - トラックミキサー
 - 散水車
 - 不整地運搬車
 - コンクリートポンプ車
 - その他

- (注) 1. 持込機械等の届け出は、当該機械を持ち込む会社(貸与を受けた会社が下請の場合はその会社)の代表者が所長に届け出ること。
2. 点検表の点検結果欄には、該当する箇所へ✓印を記入すること。
3. 自社の点検表にて点検したものは、その点検表を貼付する(転記の必要はなし。)
4. 機械名(1)から(6)まではA、B欄を、(7)はC欄を、(8)から(38)まではD、E、F、G欄を、(39)から(43)まではB欄を、(44)はB、D、E欄を使用して点検すること。
5. 点検結果の(a)は、機械所有会社の確認欄とし、(b)は持込会社又は機械使用会社の確認欄とする。元請が確認するときは、(b)欄を利用すること。
6. 場内搬入後、持込機械届済証を当該機械に貼付すること。
7. 直近に実施した特定(年次)及び月例の定期自主主検査帳票の写し、任意保険(移動式クレーンの場合)の写しを必ず添付すること。
8. 資格を必要とする建設機械運転者等には作業中、必ず運転免許等の資格証を携帯させること。

抹消する。

移動式クレーン等
車両系建設機械

使用届

現場代理人でもよい。

持込会社の現場責任者(現場責任者)でもよい。

事業所の名称 八重洲建設(株)丸の内ビル作業所
所長名 夏川二郎 殿

一次会社名 大山建設(株)
持込会社名 (二次) 山田工務店
代表者名 間島健児
電話 03-0341-xxxx

公証性能を記入、例えば車両系建設機械の場合、機械重量、バケット容量等を記入

このたび、下記機械等を裏面の点検表により、点検整備のうえ持込・使用しますので、お届けします。
なお、使用に際しては関係法令に定められた事項を遵守します。

使用会社名		代表者名			
株式会社 山田工務店 (二次)		間島健児			
機械の呼称名を記入	名称	メーカー	規格・性能	製造年	管理番号(整理番号)
	ドラッグショベル(クレーン機能バックホウ)	港区機械(株)	機体重量 5トン バケット要領 0.22m ³	H7年	101
持込年月日	H23年7月20日	使用場所	地山掘削作業に伴う 土止め支保工現場	持込会社の管理番号を記入	
搬出予定年月日	H23年10月31日			自社・リース	
運転者(取扱者)	氏名	資格の種類			
クレーン高所作業車等の 年次検査日を記入	(正) 岩手二郎	車両系建設機械(整地等)運転技能講習(3t以上) 移動式クレーン免許等			
	(副) 山田四朗	車両系建設機械(整地等)運転技能講習(3t以上) 移動式クレーン免許等			
自有主効 検査期限	年次 H22年11月20日	移動式クレーン 等の性能検査有効期限	自動車 検査証有効期限	作業に必要な免許資格等を記入	
定期 検査期限	月次 H23年6月20日			H23年11月30日	
車両系建設機械フォーク リフト等について記入	加入額	対人	100,000千円	搭乗者	10,000千円
任意保険	対物	3,000千円	その他	車両5,000千円	H23年11月30日
接触防止措置等	セーフティセンサーを取り付ける				
機械等の特性・その他その使用上注意すべき事項	[機械使用会社に対するメッセージ(機械所有会社記入)] ・荷の吊り上げの作業について一定の合図を定めるとともに、合図を行う者を指名して、その者に合図を行うようにして下さい。 ・吊り上げた荷と接触又は吊り上げた荷の落下により労働者に危険が生じるおそれがある個所に労働者を立ち入らせないように安全措置を講じて下さい。 ・車両系建設機械の構造及び材料に応じて定められた負荷を掛けることができる最大の荷重を掛けて作業を行わないで下さい。				
機械の貸与会社が、安全作業上注意すべき事項を記入	元請受付番号業者記入不要				
元請確認欄	受付番号	受付確認者			
担当者	3	H23年7月19日 山田			

持込時の点検表

所有会社の出庫責任者でもよい。

所有会社名		代表者名			
山田工務店		間島健児			
移動式クレーン等		車両系建設機械等			
点検事項	点検結果	点検事項	点検結果		
				(a)	(b)
A クレーン部(上部旋回体)	安全装置	巻過防止装置	旋回	回	✓
		過負荷防止装置	バケット		✓
		フックのはずれ止め	ブーム・アーム		✓
		起伏制御装置			
		旋回警報装置			
	制御装置・作業装置	主巻・補巻	警報装置		✓
		起伏・旋回	アウトリガー		✓
		クラッチ	ヘッドガード		✓
		ブレーキ・ロック	照明		✓
		ジブ	操作装置		✓
	その他	滑車	バケット・ブレード		✓
		フック・バケット	ブーム・アーム		✓
		ワイヤロープ・チェーン	ジブ		✓
		玉掛用具	リダ		✓
		操作装置	ハンマ・オーガ・パイプロ		✓
B 車両部(下部走行体)	走行部	性能表示	油圧駆動装置		✓
		照	ワイヤロープ・チェーン		✓
		ブレーキ	吊り具等		✓
		クラッチ	滑車		✓
		ハンド	タイヤ		
	安全装置等	タイヤ	ブレーキ		
		警報装置	駐車ブレーキ		
		各種ミラー	ブレーキロック		
		方向指示器	クラッチ		
		前後照灯	操縦装置		
C ゴンドラ	左折プロテクター	タイヤ・鉄輪			
	アウトリガー	クローラ			
	昇降装置	配電盤			
	ベッセル	配線			
	後方監視装置	絶縁			
(a) 点検日	年月日	点検者	(b) 点検日	年月日	点検者
	H23・7・17	岩手二郎			

- 機械名
- クレーン
 - 移動式クレーン
 - デリック
 - エレベーター
 - 建設用リフト
 - 高所作業車
 - ゴンドラ
 - ブル・ドーザー
 - モーター・グレーダー
 - トラクター・ショベル
 - ざり積機
 - スクレーパー
 - スクレープ・ドーザー
 - パワー・ショベル
 - ドラッグ・ショベル(油圧ショベル)
 - ドラグライン
 - クラムシェル
 - バケット掘削機
 - トレンチャー
 - コンクリート圧砕機
 - くい打機
 - くい抜機
 - アース・ドリル
 - リバー・サーキュレーション・ドリル
 - せん孔機
 - アース・オーガー
 - ペーパー・ドレン・マシン
 - 地下連続壁施工機械
 - ローラー
 - クロラドリル
 - ドリルジャンボ
 - ロードヘッダー
 - アスファルトフィニッシャー
 - スタビライザ
 - ロードプレーナ
 - ロードカッター
 - コンクリート吹付機
 - ボーリングマシン
 - 重ダンプトラック
 - ダンプトラック
 - トラックミキサー
 - 散水車
 - 不整地運搬車
 - コンクリートポンプ車
 - その他

- (注) 1. 持込機械等の届け出は、当該機械を持ち込む会社(貸与を受けた会社が下請の場合はその会社)の代表者が所長に届け出ること。
 2. 点検表の点検結果欄には、該当する箇所へ✓印を記入すること。
 3. 自社の点検表にて点検したものは、その点検表を貼付する(転記の必要はなし)。
 4. 機械名(1)から(6)まではA、B欄を、(7)はC欄を、(8)から(38)まではD、E、F、G欄を、(39)から(43)まではB欄を、(44)はB、D、E欄を使用して点検すること。
 5. 点検結果の(a)は、機械所有会社の確認欄とし、(b)は持込会社又は機械使用会社の確認欄とする。元請が確認するときは、(b)欄を利用すること。
 6. 場内搬入後、持込機械届済証を当該機械に貼付すること。
 7. 直近に実施した特定(年次)及び月例の定期自主検査帳票の写し、任意保険(移動式クレーンの場合)の写しを必ず添付すること。
 8. 資格を必要とする建設機械運転者等には作業中、必ず運転免許等の資格証を携帯させること。

『移動式クレーン・車両系建設機械等使用届』の目的及び主旨

1. 事業主は、危険を防止するために、下記の労働安全衛生法第20条に基づき、実際に使用する業者が元方事業者に対し、工事に適した整備された機械を持ち込み、入場時の確認を受けることにより、使用に際する機械災害の未然防止を図る目的で、持ち込む前に届け出するものである。
2. 機械等の使用に際しては、元方事業者、関係請負人かを問わず、持込・使用会社が労働安全衛生法上の事業者として、同法を遵守しなければならない。
3. 元方事業者は下記の「労働安全衛生法第29条」にあるように、統括管理上、全ての持込機械の掌握管理を行う必要がある。
4. 機械等の貸与者は、他の事業者に貸与（リース車を含む。）する場合は、労働安全衛生法第33条に基づき、労働災害を防止するために「機械等貸与者の講ずべき措置（安衛則666条）」及び「機械等の貸与を受けた者の講ずべき措置（安衛則667条）」を遵守しなければならない。

※持込機械とは、自社（重層下請分も含む。）の保有機械、リース会社からのリース機械である。

（事業者の講ずべき措置等）

労働安全衛生法 第20条

事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備による危険
- 二 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- 三 電気、熱その他のエネルギーによる危険

（元方事業者の講ずべき措置等）

労働安全衛生法 第29条

元方事業者は、関係請負人及び関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならない。

- 2 元方事業者は、関係請負人又は関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは、是正のため必要な指示を行わなければならない。
- 3 前項の指示を受けた関係請負人又はその労働者は、当該指示に従わなければならない。

（機械等貸与者等の講ずべき措置等）

労働安全衛生法 第33条

機械等で、政令で定めるものを他の事業者に貸与する者で、厚生労働省令で定めるもの（以下「機械等貸与者」という。）は、当該機械等の貸与を受けた事業者の事業場における当該機械等による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 2 機械等の貸与を受けた者は、当該機械等を操作する者がその使用する労働者でないときは、当該機械等の操作による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。
- 3 前項の機械等を操作する者は、機械等の貸与を受けた者が同項の規定により講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。

◎リース会社（機械貸与者）は「機械等の貸与者の講ずべき措置」（安衛則666条）を遵守する。

1. 点検、整備

・機械をあらかじめ点検し、異常を認めるときは、補修その他必要な整備を行うこと。

2. 書面交付

・機械の能力と特性、その他使用上の注意すべき事項を、機械を受ける者に通知する。

◎機械を貸与された者は「機械等の貸与を受けた者の講ずべき措置」（安衛則667条）を遵守する。

1. オペレータ（機械等を操作する者）が、法令に基づき必要な資格・技能を有する者であることを確認する。

2. オペレータ（機械等を操作する者）に、下記の事項を通知する。

① 作業内容 ② 指揮系統 ③ 連絡合図等の方法

④ 運行経路、制限速度、機械の運行に関する事項

その他、機械操作による労働災害防止に必要な事項

※元方事業者（元請）がリースした場合は、リース会社に代わり上記の措置を行う。

「移動式クレーン・車両系建設機械等使用届」に係る注意事項

・機械を持ち込むごとに使用届を提出し、受付の後、持込機械届済証を持込機械等の見やすいところに貼付すること。

・直近に実施した特定自主検査（年次）及び月例の定期自主検査帳票の写しを添付する。

・任意保険（移動式クレーンの場合）の写しを添付する。

・資格を必要とする建設機械運転者等には作業中、必ず運転免許等の資格証を携帯させること。

■車両系建設機械等に関する特定検査制度

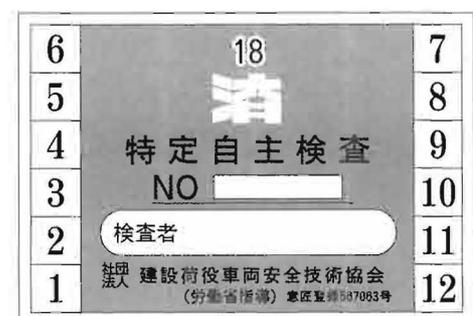
- ・建設機械と荷役運搬機械は、労働安全衛生法により定期自主検査が義務づけられています。
労働安全衛生法（施行令）で指定された一定の機械については、定期自主検査（年次・月次など）を行う必要があります。これは自動車でいうところの車検制度に似ています。
- ・特定自主検査とは
定期自主検査を行わなければならない機械のうち、建設機械（油圧ショベルなど）や荷役運搬機械（フォークリフトなど）等、特定の機械については、1年以内に1回（不整地運搬車は2年に1回）一定の資格を持つ検査者の検査を受けなければなりません。この検査を「**特定自主検査**」といいます。
- ・特定自主検査の方法
特定自主検査の方法としては、ユーザーが自社で使用する機械を、資格を持つ検査者に実施させる「事業内検査」と、ユーザーの依頼により登録検査業者が実施する「検査業者検査」とがあります。
- ・検査済標章（ステッカー）などの発行・管理
検査を済ませた機械には、それを証する検査済標章（ステッカー）を貼付しなければなりません。（特定自主検査等の実施年月を明らかにする。）
1. 定期自主検査済標章
2. 特定自主検査済標章（事業内検査用・検査業者検査用）
- ・検査記録表の作成・管理
特定自主検査の検査記録は3年間の保存義務があります。記録表の用紙（厚生労働省監修）を主要機械別に作成して、頒布しています。
- ・特定自主検査強調月間の実施
特定自主検査に対する理解と認識を高めることを目的に、毎年11月を「特定自主検査強調月間」と定め、厚生労働省・経済産業省後援、各労働災害防止団体協賛で全国一斉に特定自主検査の普及促進に努めています。

特定自主検査

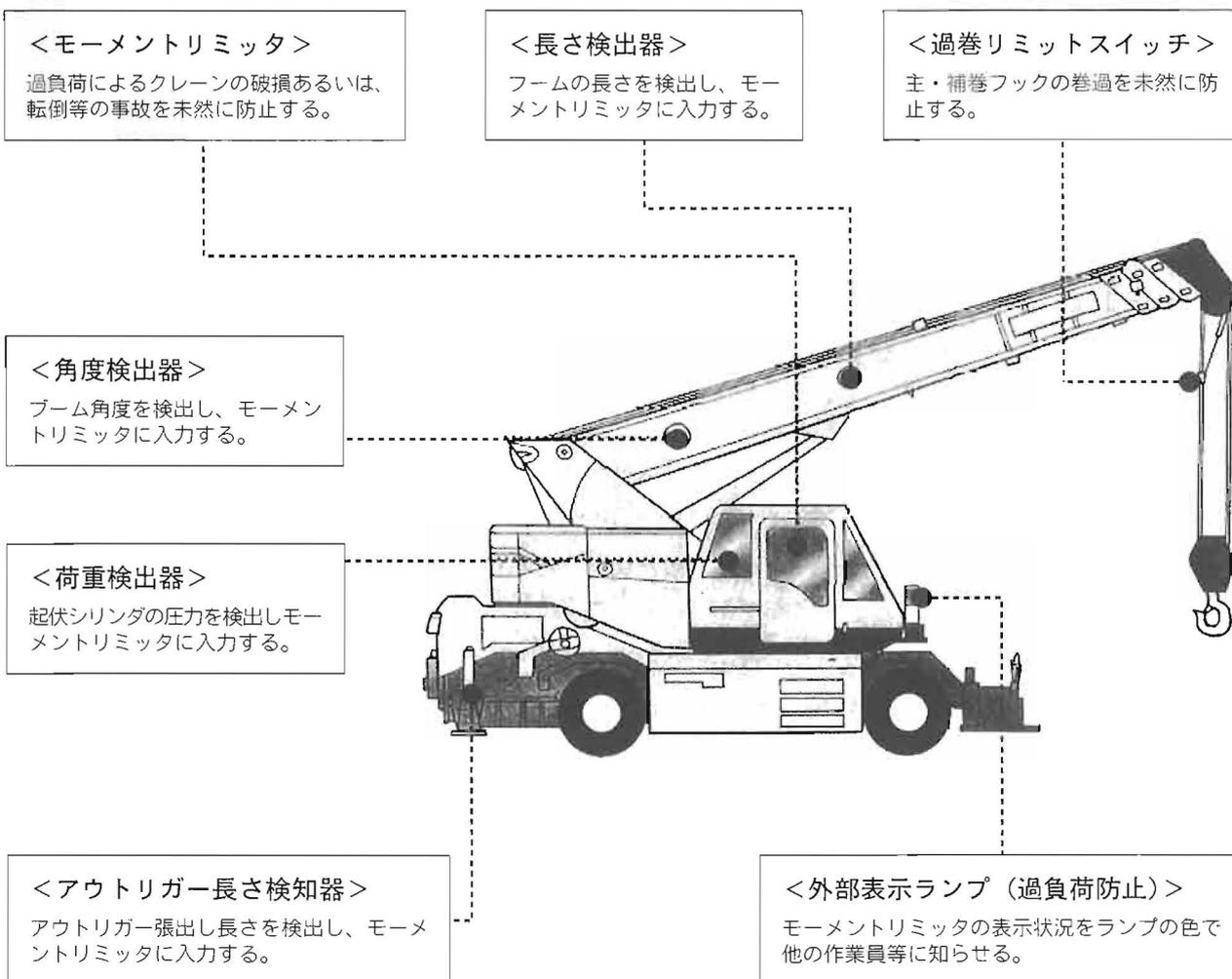
検査業者用



事業内検査用



■移動式クレーンの安全装置（セーフティ・センサー）



持込機械等（電動工具等）電気溶接機等 使用届

持込会社の現場代理人でもよい。

事業所の名称 八重洲建設㈱丸の内ビル作業所 一次会社名 大山建設㈱

所長名 夏川 二郎 殿 持込会社名(二次) (株)山田工務店

代表者名 間島 健児 電話 03-0341-xxxx

このたび、下記機械等を裏面の点検表により、点検整備のうえ持込・使用しますので、お届けします。なお、使用に際しては関係法令に定められた事項を遵守します。

電気機器は電圧も記入

元請受付番号業者記入不要

提出会社の管理番号を記入

番号	機械名	規格性能	管理番号 受付番号	持込年月日 搬出予定年月日	点検者	取扱者
1	電動丸のこ	100V × 450W	7-1	H23年7月20日 年月日	秋田一郎	秋田一郎
2	アーク溶接機	200V × 7.5kW 250A	7-2	H23年7月20日 年月日	岩手二郎	岩手二郎
3	ウインチ	100V × 750W 100kg 吊り	7-3	H23年7月20日 年月日	宮城二郎	宮城二郎
4	コンプレッサー	200V × 3.7kW	7-4	H23年7月20日 年月日	秋田一郎	秋田一郎
5	水中ポンプ	100V × 400W 50φ × 10m	7-5	H23年7月20日 年月日	山形信一	山形信一
6	モルタルミキサー	200V × 3.7kW	7-6	H23年7月20日 年月日	福島四郎	福島四郎
7	ベルトコンベヤー	200V × 1.0kW 350mm × 7m	7-7	H23年7月20日 年月日	栃木六郎	栃木六郎
8	ボーリングマシン	200V × 7.5kW	7-8	H23年7月20日 年月日	群馬七郎	群馬七郎
9	鉄筋曲げ機	200V × 2.2kW ~22mm	7-9	H23年7月20日 年月日	埼玉八郎	埼玉八郎
10	電動チェーンブロック	100V × 750W 0.5トン吊り	7-10	H23年7月20日 年月日	秋田一郎	秋田一郎
機械の特性、その他その使用上注意すべき事項		・100Vの機械は3芯コードリール及び3Pコネクター（接地極付）を準備しますので、接地極付コンセントを支給願います。 ・200Vの機器については、分電盤内の取付スイッチの指示をお願いします。				

受付番号を確認したサイン又は印

元請確認欄 受付確認者

担当者 山田 H23年7月19日

持込時の点検表

点検平成23年7月17日

点検事項	電動工具・電気溶接機等										
	番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
アース線	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
接地クランプ		✓									
キャップタイヤ	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
コネクタ	✓		✓		✓		✓				✓
接地端子の締結	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
充電部の絶縁	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
自動電撃防止装置		✓									
絶縁ホルダー		✓									
溶接保護面		✓									
操作スイッチ	✓	✓	✓			✓		✓	✓	✓	✓
絶縁抵抗測定値	100	20	50	100	100	50	40	100	100	100	
各種ブレーキの作動			✓								✓
手すり・囲い											
フックのはずれ止め			✓								✓
ワイヤロープ・チェーン			✓								✓
滑車			✓								
回転部の囲い等	✓			✓					✓	✓	
危険表示											
その他											
圧力スイッチ				✓							
安全弁				✓							
圧力計				✓							
その他必要な点検項目を追加しチェックする。											

- 機械名
- 1) 電動カンナ
 - 2) 電動ドリル
 - 3) 電動丸のこ
 - 4) グラインダー等
 - 5) アーク溶接機
 - 6) ウインチ
 - 7) 発電機
 - 8) トランス
 - 9) コンプレッサー
 - 10) 送風機
 - 11) ポンプ類
 - 12) ミキサー類
 - 13) コンベヤー
 - 14) 吹付機
 - 15) ボーリングマシン
 - 16) 振動コンパクター
 - 17) パイプレーター
 - 18) 鉄筋加工機
 - 19) 電動チェーンブロック
 - 20) その他

- (注) 1. 持込機械等の届出は、当該機械を持ち込む会社（貸与を受けた会社が下請の場合はその会社）の代表者が所長に届け出ること。
2. 点検表の点検結果欄には、該当する箇所へ✓印を記入すること。
3. 絶縁抵抗の測定については、測定値（MΩ）を記入すること。
4. 持込機械届受理証を持込機械に貼付すること。

持込機械等（電動工具・電気溶接機等）使用届の目的

1. 事業主は、危険を防止するために、下記の労働安全衛生法第20条に基づき、実際に使用する業者が元方事業者に対し、工事に適した整備された機械を持ち込み、入場時の確認を受けることにより、使用に際する機械災害の未然防止を図る目的で、持ち込む前に届け出するものである。
2. 機械等の使用に際しては、元方事業者、関係請負人かを問わず、持込・使用会社が労働安全衛生法上の事業者として、同法を遵守しなければならない。
3. 元方事業者は下記の「労働安全衛生法第29条」にあるように、統括管理上、全ての持込機械の掌握管理を行う必要がある。

（事業者の講ずべき措置等）

労働安全衛生法 第20条

事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備による危険
- 二 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- 三 電気、熱その他のエネルギーによる危険

（元方事業者の講ずべき措置等）

労働安全衛生法 第29条

元方事業者は、関係請負人及び関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならない。

- 2 元方事業者は、関係請負人又は関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは、是正のため必要な指示を行わなければならない。
- 3 前項の指示を受けた関係請負人又はその労働者は、当該指示に従わなければならない。

持込機械等（電動工具・電気溶接機等）使用届に係る注意事項

- ・機械を持ち込むごとに使用届を提出し、受付の後、持込機械届済証を持込機械等の見やすいところに貼付すること。
- ・電動丸ノコやグラインダーは作業員が個人所有の機械を持ち込むことが多いため、持ち込む際には、慎重なチェックを行うように指導することが必要である。
- ・電動丸ノコ等の電動工具を持ち込む際に、機種の種類規格性能を確認するために、事前に取扱説明書を確認し、点検を実施すること。

■電動工具の安全上の注意事項

- ① 作業場は、いつもきれいに保つ。
 - ・ ちらかった場所や作業台は、事故の原因になります。
- ② 作業場の周囲状況も考慮する。
 - ・ 電動工具は、雨中で使用したり、湿った場所又は、ぬれた場所で使用しない。
 - ・ 作業場は十分に明るくする。
 - ・ 可燃性の液体やガスのある所で使用しない。
- ③ 感電に注意する。
- ④ 無理して使用しない。
 - ・ 安全に能率よく作業するために電動工具の能力に合った速さで作業する。
- ⑤ 作業に合った電動工具を使用する。
 - ・ 小形の電動工具やアタッチメントは、大型の電動工具で行う作業には使用しない。
 - ・ 指定された用途以外に使用しない。
- ⑥ きちんとした服装で作業する。
 - ・ だぶだぶの衣服やネックレスなどの装身具等は、回転部に巻き込まれる恐れがある。
 - ・ 長い髪は、ヘアカバーなどで覆い安全帽に入れる。
- ⑦ 保護メガネを使用する。
 - ・ 作業時は、保護メガネを使用し、また、粉じんの多い作業では防塵マスクを併用する。
- ⑧ 防音保護具を着用する。
 - ・ 騒音の大きい作業では、耳栓等の防音保護具を着用する。
- ⑨ コードを乱暴に扱わない。
 - ・ コードを持って電動工具を運んだり、コードを引っ張ってコンセントから抜かない。
 - ・ コードを熱・油・角のとがった所に近づけない。
- ⑩ 加工する物をしっかりと固定する。
 - ・ 加工する物を固定するために、クランプや万力等を利用する。
- ⑪ 無理な姿勢で作業をしない。
 - ・ 常に足元をしっかりさせ、バランスを保つようにする。
- ⑫ 電動工具は、注意深く手入れをする。
 - ・ 安全に能率よく作業するために、刃物類は常に手入れを行い、よく切れる状態を保つ。
 - ・ 付属品等の交換は、取扱説明書に従う。
 - ・ コードや延長コードは定期的に点検し、損傷している場合は、補修するか取り替える。
 - ・ 握り部は、常に乾かしてきれいな状態を保ち、油やグリースが付かないようにする。
- ⑬ 次の場合は、電動工具のスイッチを切り、さし込みプラグを電源から抜く。
 - ・ 使用しない場合、又は修理する場合。
 - ・ 刃物、トイシ、ビット等の付属品を交換する場合。
 - ・ その他、危険が予想される場合。
- ⑭ 調節キーやスパナなどは、必ず取り外す。
 - ・ 電源を入れる前に、調節に用いたキーやスパナ等の工具類が取りはずしてあることを確認する。
- ⑮ 不意な始動は避ける。
 - ・ 電源につないだ状態で、スイッチに指を掛けて運ばない。

- ・さし込みプラグを電源に差し込む前に、スイッチが切れていることを確かめる。
- ⑯ 油断しないで十分注意して作業を行う。
 - ・電動工具を使用する場合は、取扱方法・作業のしかた、周りの状況など十分注意して慎重に作業する。
- ⑰ 損傷した部品がないか点検する。
 - ・使用前に保護カバーやその他の部品に損傷がないか十分点検し、正常に作動するか、また、所定機能を発揮するか確認する。
 - ・可動部分の位置調整及び締め付け状態、部品の破損、取り付け状態、その他運転に影響を及ぼす全ての箇所に異常がないか確認する。
 - ・損傷した保護カバー、その他の部品交換や修理は、取扱説明書の指示に従う。
 - ・スイッチで始動及び停止操作のできない電動工具は使用しない。
- ⑱ 指定の付属品やアタッチメントを使用する。
 - ・取扱説明書及びカタログに記載されている指定の付属品やアタッチメント以外のものを使用すると、事故やけがの原因になる恐れがあるので使用しない。
- ⑲ 電動工具の修理は、専門店で依頼する。
 - ・製品は、該当する安全規格に適合しているので改造しない。
 - ・修理の知識や技術のない者が修理すると、十分な性能を発揮しないだけでなく、事故やけがの原因になる。

+ 持込機械届済証

機 種 移動式クレーン	持込会社名 株式会社 山田工務店
運転者 (取扱者) (正) 品川五郎 (副) 大崎六郎	使用会社名 株式会社 山下組
受付年月日 H23年7月19日	受付No. 3
使用期間	H23年7月20日～ H23年10月31日
事業所名 八重洲建設株式会社 丸の内ビル作業所	

(注)全建統一様式第10号は別途で販売しております。

(B6判 ビニール製 裏のり貼付式)

+ 持込機械届済証

機 種 ドラグ・ショベル (バックホウ)	持込会社名 株式会社 山田工務店
運転者 (取扱者) (正) 山田三郎 (副) 山田四郎	使用会社名 株式会社 山田工務店
受付年月日 H23年7月19日	受付No. 4
使用期間	H23年8月12日～ H23年11月30日
事業所名 八重洲建設株式会社 丸の内ビル作業所	

(注)全建統一様式第10号は別途で販売しております。

(B6判 ビニール製 裏のり貼付式)

個人所有の機械であっても、所属会社名を記載すること。

✦ 持込機械届済証

持込会社名 (株)山田工務店
取扱者 岩手二郎
受付年月日 H23年7月19日
受付No. A-2
使用期間 H23年10月31日まで
事業所名 八重洲建設(株)丸の内ビル作業所

(注)参考様式第7号は別途で販売しております。
(玉子型 紙ラベル 裏のり貼付式)

『持込機械届済証』の目的及び主旨

1. 持込機械届済証については特定された法的な規定はないが、元請として現場内に関係協力会社がどのような機械を持ち込み、どのような作業を行うのかを把握しておく必要があり、その管理を怠ると元請として必要な労働安全衛生法第29条、30条に規定された「連絡調整」「指導・教育」等の責務を果たせないことになる。
2. 入場前又は入場時に協力会社が提出する「(移動式クレーン、車両系建設機械等)使用届」及び「持込機械等(電動工具、電気溶接機等)使用届」を元請が受付した後に、元請からの受付ナンバー及び持込会社・使用会社名等を記入のうえ、持込機械ごとに、持込機械届済証(統一様式第10号)又は持込機械届済証(参考様式第7号)に持込機械等の見やすい場所に貼付すること。これにより、統括管理責任者又は安全当番等が現場内を巡視するとき、元請が受け付けた持込機械かどうか一目瞭然で判別可能となる。

(元方事業者の講ずべき措置等)

労働安全衛生法 第29条

元方事業者は、関係請負人及び関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう指導を行わなければならない。

(特定元方事業者等の講ずべき措置)

労働安全衛生法 第30条

特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、次の事項に関する必要な措置を講じなければならない。

- 五 仕事を行う場所が仕事ごとに異なることを常態とする業種で、厚生労働省令で定めるものに属する事業を行う特定元方事業者にあつては、仕事の工程に関する計画及び作業場所における機械、設備等の配置に関する計画を作成するとともに、当該機械、設備等を使用する作業に関し関係請負人がこの法律又はこれに基づく命令の規定に基づき講ずべき措置についての指導を行うこと。

- 六 前各号に掲げるもののほか、当該労働災害を防止するため必要な事項

提出時に必ず、年月
日を記入する。

平成23年7月19日

工事用車両届

事業所の名称 八重洲建設(株)丸の内ビル

一次会社名 大山建設(株)

所長名 夏川 二郎 殿

使用会社名
(二次) (株)山田工務店

事業所の名称、所長名は
間違いのないように。

現場代理人は、使用会社
所属の現場責任者を記入
すること。

現場代理人
(現場責任者) 間島 健児 (印)

下記の通り (工事) 通勤) 用 車両を運行しますので、お届けいたします。

使用期間	H23年7月20日 ~ H23年10月31日			
所有者氏名	社有車	安全運転 管理者氏名	角田 昭 男	
車 両	型 式	小型トラック (2t)	車両番号	品川44ね61-03
	車検期間	平成23年6月1日 ~ H24年5月31日		
運 転 者	氏 名	渡 辺 悦 夫 (正)	生年月日	S24年10月18日
	住 所	東京都北区志茂町3-72-1		
	免許の種類	普通免許	免許番号	305881445601
自 賠 責	保険会社名	自動火災保険(株)東京支社	証券番号	0-96460号
	保険期間	H23年6月1日 ~ H24年5月31日		
任 意 保 険	保険会社名	第五火災海上保険(株)東京支社	証券番号	4854780
	対 人	10,000万円	対 物	1,000万円
	保険期間	H23年6月1日 ~ H24年5月31日		
運 行 経 路	自 会社 (神田) 經由 神田橋 ~ 經由 馬場先門 ~ 至 丸の内作業所			

自家用自動車5台以上を使用する場合、その本拠ごとに安全運転管理者の選任が必要です。

運転手が複数の場合、名前の後ろに (正) (副) と記入し、1台/1名ごとに提出して下さい。

自賠責、任意保険欄は記載漏れのないように。保険期間を忘れずに記入。任意保険証書の写しを添付して下さい。

- (注) 1. この届出書は車両1台ごとに提出すること。
 2. この届出書に「任意保険」の証書(写)を添付し提出すること。
 3. 運転者が変わった場合はその都度届け出ること。
 経路については、協議事項とし元請から指示された場合提出する。

【工事用車両届】 当書式は、工事を施工するうえで現場内に入っている工事車両を元請が管理(把握)する必要があり、協力会社が提出するものです。
 現場で災害・事故が発生した場合、運転者氏名・免許・保険(自賠責・任意保険)等を確認する為に必要な書類になります。
 また、ダンプ或いは生コン車・廃棄物運搬者等については、運行経路を確認しておく必要があります。なお、元請から指示された場合は、運行経路図を提出して下さい。

提出時に必ず、年月
日を記入する。

平成23年7月19日

工 事 用 車 両 届

事業所の名称 八重洲建設(株)丸の内ビル

一次会社名 大山建設(株)

所 長 名 夏 川 二 郎 殿

使用会社名
(二 次) 株山田工務店

事業所の名称、所長名は
間違いのないように。

現場代理人は、使用会社
所属の現場責任者を記入
すること。

現場代理人
(現場責任者) 間 島 健 児 (印)

下記の通り (工事・通勤) 用 車両を運行しますので、お届けいたします。

使用期間	H23年7月20日 ~ H23年10月31日		
所有者氏名	社有車	安全運転 管理者氏名	角田昭男
車 両	型 式	マイクロバス	車両番号
	車検期間	品川45㍻62-05	
運 転 者	氏 名	岩手二郎 (正)	生年月日
	住 所	東京都江東区大島8-15-3 (寮)	S35年12月7日
	免許の種類	普通免許	免許番号
自 賠 責	保険会社名	自動火災保険(株)東京支社	証券番号
	保険期間	H23年6月1日 ~ H24年5月31日	
任 意 保 険	保険会社名	第五火災海上保険(株)東京支社	証券番号
	対 人	10,000万円	対 物
	保険期間	H23年6月1日 ~ H24年5月31日	
運 行 経 路	自 会社 (神田) 経由 神田橋 ~ 経由 馬場先門 ~ 至 丸の内作業所		

自家用自動車5台以上を使用する場合、その本拠ごとに安全運転管理者の選任が必要です。

運転手が複数の場合、名前の後ろに (正) (副) と記入し、1台/1名ごとに提出して下さい。

自賠責、任意保険欄は記載漏れのないように。保険期間を忘れずに記入。任意保険証書の写しを添付して下さい。

- (注) 1. この届出書は車両1台ごとに提出すること。
2. この届出書に「任意保険」の証書 (写) を添付し提出すること。
3. 運転者が変わった場合はその都度届け出ること。

<h2 style="margin: 0;">運 行 経 路 図</h2>			
		距 離	km
		所要時間 (片道)	時間 分
		同乗者氏名	
通勤 順路	・通勤順路を正確に記入して下さい。		
略 図	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> ・誰が見ても理解できるように記入して下さい。 ・距離が遠く記入しきれない場合、地図等も利用して下さい。 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ・当書式は、工事車両と同様に現場に入ってくる通勤車両を元請が管理（把握）する為に協力会社が提出するものです。 ・協力業者の事務所或いは宿舎から現場までの通勤経路を届けることにより、万一交通事故が発生した時に通勤災害（場合によっては業務上の災害）か、それ以外の交通事故かを判断します。 ・事業主の指示や経費（ガソリン代等）の負担があった場合には、業務上の災害となります。 ・記載された順路を著しく逸脱した場所で交通事故が発生した場合は、通勤災害にはなりません。 ・添付の運行経路図も記載のうえ提出して下さい。 </div>		

参 考

■安全運転管理者制度とは

自動車の使用者は、自動車の安全な運転に必要な業務を行わせるため、一定台数以上の自動車の使用の本拠地ごとに安全運転管理者を選任しなければなりません。（道路交通法第74条の2）

※ただし道路運送法に定める自動車運送事業者及び貨物運送取扱事業法に定める第二種利用運送業者を除きます。

1. 普通自動車5台以上又はマイクロバス1台以上など、一定台数以上の自動車を使用している場合。
〔自動二輪車（原付車を除く）は1台を0.5台として計算する。〕
2. 選任した日から15日以内に使用の本拠地を管轄する警察署を経由して公安委員会に届けなければなりません。
3. 資格要件
 - 年齢20歳以上（副安全運転管理者を選任している場合は30歳以上）
 - 2年以上の運転管理の実務経験を有する者。又は同等以上の能力があると公安委員会が認定した者
 - 過去2年以内に公安委員会の安全運転管理者等の解任命令を受けたことのない者

提出の年月日
を記入する。

平成23年 9 月 1 日

正式工事名を
記入する。

有機溶剤・特定化学物質等持込使用届

事業所の名称 八重洲建設(株)丸の内ビル

一次会社名 大山建設(株)

二次及び三次会社名を記入する。

所長名 夏川 二郎 殿

使用会社名
(二次) (株)山田工務店

フルネームを
記入する。

二次又は三次会社の現場代理人名を記入する。

現場代理人
(現場責任者) 間 島 健 児 (印)

このたび、下記の有機物質・特定化学物質等を持込・使用するのでお届けします。なお、使用に際しては、MSDS（化学物質等データシート）内容を掲示し、作業員に対して周知を行うとともに関係法規を遵守します。

	商 品 名	メーカ ー 名	搬入量	種 別	含 有 成 分
使 用 材 料	ビニボン100	関西ペイント	30kg	塩ビ塗料	トルエン・キシレン
	同上 シンナー	〃	36kg	シンナー	〃
	コボンPR塗料液	日本ペイント	20kg	エポキシ塗料	トルエン・MIBK
	同上 硬化剤	〃	20kg	〃	アシン類
	コボンPシンナー	〃	40kg	〃	トルエン・MIBK
	使 用 場 所	倉庫棟地下1階及び集配室塗装工事			
保 管 場 所	事務所横材料置場に専用の コンテナハウスを設置	使 用 機 械 又 は 工 具	ハケ塗り又はローラー塗り		
使 用 期 間	H23 年 9 月 5 日 ~ H23 年 11 月 30 日 (予定)				
作 業 主 任 者 等	氏 名 <u>秋 田 一 郎</u>	作業手順書 添付 (<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無)			
M S D S	M S D S	添付 (<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無)			
換 気 等 対 策	塗装開始から乾燥するまで、送風機にて送排気する。(エポキシ塗料の場合)				

使用会社の
作業責任者

書ききれない場合は「別紙の通り」と記載し資料を添付する。

- (注) 1. 商品名、種別、含有成分等は材料に添付されているラベル成分表等から写しを記入して下さい。
 2. 危険物とは、ガソリン、灯油、プロパン、アセチレンガス等をいいます。
 3. 有害物とは、塗装、防水などに使用する有機溶剤、特定化学物質などをいいます。

『有機溶剤・特定化学物質持込使用届』の目的及び主旨

当書式は実際に有機溶剤・特定化学物質などを持ち込み使用する協力会社が元方事業者に届け出るためのもので、元方事業者は内容を確認するとともに的確な指導を行わなければならない。

有機溶剤・特定化学物質は法規で定められ、取り扱い上の規制がある。報告漏れで管理の目が届かないため、法規に違反したり、不測の事故が発生することがないようにしなければならない。

(文書の交付等)

安衛法第57条の2

労働者に危険若しくは健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの又は第56条第1項の物（以下この条において「通知対象物」という。）を譲渡し、又は提供する者は、文書の交付その他厚生労働省令で定める方法により通知対象物に関する次の事項（前条第2項に規定する者にあつては、同項に規定する事項を除く。）を、譲渡し、又は提供する相手方に通知しなければならない。ただし、主として一般消費者の生活の用に供される製品として通知対象物を譲渡し、又は提供する場合については、この限りでない。

- 一 名称
 - 二 成分及びその含有量
 - 三 物理的及び化学的性質
 - 四 人体に及ぼす作用
 - 五 貯蔵又は取扱い上の注意
 - 六 流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置
 - 七 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省で定める事項
- 2 通知対象物を譲渡し、又は提供する者は、前項の規定により通知した事項に変更を行う必要が生じたときは、文書の交付その他厚生労働省令で定める方法により、変更後の同項各号の事項を、速やかに、譲渡し、又は提供した相手方に通知するように努めなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、前2項の通知に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

MSDS — Material Safety Data Sheets

(化学物質等安全データ・シート)

労働者の健康障害が発生する恐れのある化学物質等を譲渡するとき、提供者は譲渡、提供先に対してMSDSの交付が義務づけられ、関連事業者に対しても「危険性・有害性」の情報を周知しなければならない。(安衛法第57条の2)

1. 有機溶剤中毒の防止

① 有機溶剤中毒危険作業

有機則第1条による材料又は重量の5%以上を含有する混合物を使用する下記に該当する作業。

- (a) 屋内作業で通風の悪い場所での塗装又は吹き付け作業
- (b) タンク内等の防水工事
- (c) 屋内での内装工事

② 作業主任者の選任と業務

有機溶剤中毒危険作業を行うときは、有機溶剤作業主任者として「技能講習を修了した者を選任」し、下記の事項を実施する。

- (a) 作業に従事する労働者が有機溶剤に汚染され、又は、これを吸収しないように作業の方法を決定し、労働者を指揮して作業を行う。
- (b) 局所排気装置又は、全体換気装置を1ヶ月を超えない期間ごとに点検を行う。
- (c) 保護具の使用状況を監視する。
- (d) タンク内部において、有機溶剤業務に労働者が従事するときは、有機溶剤中毒予防規則第26条各号に定める措置が講じられていることを確認する。
- (e) 事故の場合の退避：タンク等地下室、通風の不十分な屋内作業場等において、有機溶剤中毒の発生が生じた時は、直ちに作業を中止し、事故現場より退避する。
- (f) 保護具の使用：有機則第33条に従事する労働者に送気マスク又は有機ガス用防毒マスクを使用し、また有機則第32条による送気マスクを使用する。

③ 換気設備の設置

有機溶剤中毒危険作業を行う時は、有機溶剤則第5条により局所排気装置、プッシュプル換気装置又は、全体装置を設ける。(ただし、周壁が2側面以上、かつ、周壁の面積の半分以上が直接外気に向かって開放されている場合で、問題が発生しなければ設けなくても良い。)

④ 有機溶剤等の管理

- (a) 有機溶剤取扱い作業所又は、貯蔵庫には、有機溶剤の種類、取扱上の注意事項、有機溶剤中毒が発生した時の応急処置を分かりやすい場所に明示する。
- (b) 有機溶剤取扱い作業所又は、貯蔵庫に関係労働者以外が立ち入らぬように措置を講じ、消火器等設置する。
- (c) 喫煙所と有機溶剤の保管場所、取扱い作業場所を区分し、火気厳禁を表示し、通風に努める。

2. 特定化学物質の安全管理

化学物質等による労働者の健康を防止するため、「指定された有害物質を製造、販売しているもの(販売会社、メーカー等)は、購入者に対し、MSDSを交付しなければならない(安衛法第57条の2)」と定められている。

統責者は、作業所で使用する化学物質等のMSDSを販売店から提出させ、作業員に周知徹底させなければならない。(作業場所に掲示)

① 作業所の対応

- (a) MSDSにより有害性及び危険性の内容を確認・把握する。
- (b) 作業手順書とおりの施工を確認する。

- ② 作業主任者の主な職務
 - (a) MSDSにより有害性及び危険性の内容を確認・把握する。
 - (b) 取扱いの注意、応急措置などの作業手順書の内容を再確認する。
 - (c) 作業員への周知・徹底する。
- ③ 有害な化学物質が含まれている可能性のある建築材料
 - ・塗料：錆止め、クロム酸化合物、塩化ビニール系、ポリウレタン鉛含有塗料
 - ・接着剤：フェノール樹脂、合成ゴム、酢酸ビニール、ラメリン樹脂系接着剤
 - ・防水材：アスファルト、シート、塗膜防水材
 - ・急結材：硬質発泡ウレタンフォームに含まれる有機溶剤 等
- ④ 対象になると思われる代表的な業種

参 考

1. 危険物の安全管理

危険物（ガソリン、灯油、プロパン、アセチレンガス等をいう。）は、消防法関連法令を遵守する。

※危険物の指定数量

消防法・令1条の11（第4類）

1. 特殊引火物 = 1気圧において発火点100°以下のもの又は引火点が零下20°以下で沸点が40°以下のもの
 - ジエチルエーテル、二酸化炭素その他…………… 50リットル
2. 第1石油類 = 1気圧において引火点が21°未満のもの
 - アセトン、ガソリンその他 非水溶性液体 …………… 200リットル
 - 水溶性液体 …………… 400リットル
3. アルコール類 = 1分子を構成する炭素の原子の数が1個から3個までの飽和1価アルコールをいう
 - アルコール類 …………… 400リットル
4. 第2石油類 = 1気圧において引火点が21°以上70°未満のもの
 - 灯油、軽油その他 非水溶性液体 ……………1,000リットル
 - 水溶性液体 ……………2,000リットル
5. 第3石油類 = 1気圧において引火点が70°以上200°未満のもの
 - 重油、クレオソート油その他 非水溶性液体 ……………2,000リットル
 - 水溶性液体 ……………4,000リットル
6. 第4石油類 = 1気圧において引火点が200°以上のもの
 - ギヤー油、シリンダー油その他 ……………6,000リットル

2. 石綿作業の安全管理

石綿障害予防規則（2005年7月1日施行）に基づき、事前調査・作業計画・所轄労働基準局への届出・作業員の特別教育・作業主任者の選任・作業時の保護具の管理・作業場所の湿潤化・隔離等を遵守する。また、大気汚濁防止法及び関連法令を遵守する。

平成23年7月18日

火 気 使 用 願

作業員を雇用する会社が作成し、一次の会社を通して元請に提出する。

事業所の名称 八重洲建設㈱丸の内ビル
 所 長 名 夏 川 二 郎 殿

一次会社名 大山建設㈱
 使用会社名
 (二 次) ㈱山田工務店
 現場代理人
 (現場責任者) 間 島 健 児 (印)

事業所の名称は作業所名を書き、所長名は間違いのないようにする。

下記の要領で火気を使用したく許可願います。なお、火気使用の終了時には、必ずその旨報告致します。

使用場所	<u>屋上の手摺り取り付け</u>		
使用目的	<u>溶接</u> 、 <u>溶断</u> 、圧接、防水、乾燥、採暖、湯沸、炊事、その他 ()	使用期間	<u>7月12日～8月31日</u>
火気の種類	<u>電気</u> 、 <u>ガス</u> 、灯油、重油、木炭、薪、その他 ()		
管理方法	<u>消火器</u> 、防火用水、消化砂、防災シート、 <u>受皿</u> 、標識、 <u>監視</u> 取扱上の注意 (<u>使用会社記入欄</u>)		
火元責任者 (後始末巡回者)	<u>小 松 一 三</u>		
火気使用責任者	<u>中 山 正</u>		

元請記入欄。
下請業者記入不要。

※使用目的、火気の種類、管理方法は該当事項を○で囲んで下さい。

許可第 <u>5</u> 号	作業所の管理番号	(許可年月日) <u>H23年7月16日</u>
火気使用許可	防火管理者	<u>勝 美 晃</u> (印)
	担当係員	<u>谷 川 昭 晃</u> (印)
許可条件	元請会社記載欄 1. 火花及び切断屑は必ず受皿で受けること。 2. 作業場所には粉末消火器を配置すること。 3. 作業終了後は火がないことを確認すること。	

押印の上、写しを申請会社に渡して、指示内容の確認をすること。

※毎日時間で管理する場合は、この様式を参考にして書式を作成して下さい。

「火気使用願」の目的・主旨

1. 建設現場で火気を使用する際に元方事業者の許可を受けるため、実際に火気を使用する協力会社が、火気の使用場所、使用目的、火気の種類、管理方法等を記載した「火気使用願」により申請するものである。
2. 火気使用の届け出は、工事はもちろん現場内の事務所、宿舍、休憩所などにおける湯沸器、暖房等も含まれ、元方事業者は申請内容により許可条件を付すなどの指導を行うとともに、使用状況をチェックして火災予防に万全を期すこと。

(特定元方事業者等の講ずべき措置)

労働安全衛生法第30条

特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、次の事項に関する必要な措置を講じなければならない。

- 一 協議組織の設置及び運営を行うこと。
- 二 作業間の連絡及び調整を行うこと。
- 三 作業場所を巡視すること。

(火気使用場所の火災防止)

安衛則第291条

事業者は、喫煙所、ストーブその他火気を使用する場所には、火災予防上必要な設備を設けなければならない。

- 2 労働者は、みだりに、喫煙、採だん、乾燥等の行為をしてはならない。
- 3 火気を使用した者は、確実に残火の始末をしなければならない。

(ガス溶接等の作業を行う場合の火災防止措置)

安衛則第389条の3

事業者は、ずい道等の建設の作業を行う場合において、当該ずい道等の内部で、可燃性ガス及び酸素を用いて金属の溶接、溶断又は加熱の作業を行うときは、付近にあるほろ、木くず、紙くずその他の可燃性の物を除去し、又は当該可燃性の物に、不燃性の物による覆いをし、若しくは当該作業に伴う火花等の飛散を防止するための隔壁を設けること。

(防火担当者)

安衛則第389条の4

事業者は、ずい道等の建設の作業を行うときは、当該ずい道等の内部の火気又はアークを使用する場所について、防火担当者を指名し、その者に、火災を防止するため、火気又はアークの使用の状況を監視し、異常を認めたときは、必要な措置をとること。また、残火の始末の状況について確認すること。

(警報の統一等)

安衛則第642条

特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行なわれるときには、次の場合に行なう警報を統一的に定め、これを関係請負人に周知させなければならない。

(一、二、三省略)

- 四 当該場所において火災が発生した場合

「火気使用願」に伴う注意事項

1. 勝手な火気の使用は危険であるばかりでなく、火気の使用にあたっては、予め必要な措置（付近にある可燃物の除去や不燃性のシートによる覆い等）を講じなければならない場合や、安衛法30条に規定している作業間の連絡、調整を必要とする場合があるため「火気使用願」による許可を受けた後に作業を行う。
2. ずい道等の建設作業において、防火担当者は火気又はアークの使用状況を監視し、異常を認めたとときは、火気の使用禁止や火気使用機器の点検整備、火気使用上の注意、初期消火などの処置を行うこと。

参 考

■火気の管理

○静電気の除去（安衛則第287条）

- ・静電気による爆発又は火災が生ずるおそれのあるときは、接地、除電剤の使用、湿気の付与、点検源となるおそれのない除電装置の使用その他静電気を除去するための措置を講じなければならない。

○立入禁止等（安衛則第288条）

- ・火災又は爆発の危険がある場所には、火気の使用を禁止する旨の適当な表示をし、特に危険な場所には、必要でない者の立入りを禁止しなければならない。

○消火設備（安衛則第289条）

- ・危険物、危険物以外の引火性の油類等爆発又は火災の原因となるおそれのある物を取り扱う場所には、適当な箇所に消火設備を設けなければならない。

○防火措置（安衛則第290条）

- ・建築物等とその他可燃性物体との間には、防火のため必要な間隔を設け、又は可燃性物体をしゃ熱材料で防護しなければならない。

○火気使用場所の火災防止（安衛則第291条）

- ・喫煙所等その他火気を使用する場所には、消火設備を設けなければならない。
- ・みだりに喫煙等の行為をしてはならない。
- ・火気を使用した場合は、確実に残火の始末をしなければならない。

○油類等の存在する配管等の溶接・溶断の禁止（安衛則第285条）

- ・危険物又は可燃性の粉じん等が存在する配管、ドラム缶等の容器は、予めこれらを除去してから、火気使用等の作業をさせなければならない。

○危険物等がある場所では火気等の使用禁止（安衛則第279条）

- ・危険物又は火器類、綿等が存在して爆発又は火災のおそれのある場所では、高温となって点火源となるおそれのある電気器具、アーク溶接機等又は火気の使用はしてはならない。

○通風等の不十分な場所での溶接等（安衛則第286条）

- ・換気が不十分な場所での溶接・溶断等の作業を行うときは、酸素を通風又は換気のために使用してはならない。

初 版	平成7年7月10日
改訂1版	平成12年1月1日
改訂2版	平成18年4月1日
改訂3版	平成24年8月1日

編 集 一般社団法人 全国建設業協会

発行所 一般社団法人全国建設業協会
東京都中央区八丁堀2-5-1
電話 03-3551-9396

印 刷 株式会社 大成 出版 社

©無断複製を禁ず。